

**特別な教育的ニーズのある子供たちを
サポートする先生方のための
教育相談ガイドブック**

令和4年3月

青森県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、平成30年2月に「青森県特別支援教育推進ビジョン」を策定し、関係機関による連携の下、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、幼児児童生徒がライフステージに沿って様々な教育的ニーズに対応した学びの場を活用していくことができるよう、切れ目ない支援体制の整備・充実を目指しております。

本ビジョンに基づき、地域における特別な教育的ニーズのある子供への教育相談体制を強化するため、関係機関等の連絡・調整機能の充実を目指した仕組み作りを検討するとともに、特別支援学校教員の教育相談に対する専門性の向上を図ることを目的とし、令和2年度から県重点事業として「地域における特別支援教育相談体制強化事業」を展開してきました。

近年、特別支援学校での教育相談や特別支援教育巡回相談員制度を活用した相談等においては、幼稚園等から高等学校までの幼児児童生徒及びその保護者や、幼・小・中・高等学校（以下、「小・中学校等」という。）の通常の学級の担任等、幅広いニーズがあります。また、相談内容についても、幼児児童生徒の実態把握、生活や学習に関する具体的支援方法、学級経営に関する助言、福祉制度に関する情報提供、小・中学校等で行う研修会の講師、就労・進学等に関する相談及び情報提供など多様化しており、教育相談を担当する教員は、教育のみならず、医療・福祉等幅広い知識や専門性、地域における関係機関との連携が必要となります。

本事業の一環として作成した本ガイドブックは、県立特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実及び県内小・中学校の特別支援学級や通級指導教室等において、障害のある幼児児童生徒の教育相談に関わる教員の専門性向上を図ることを目的としております。

特別支援学校をはじめ、小・中学校等において、本ガイドブックを活用することにより、地域の小・中学校等における特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒及びその保護者、並びに学級担任等の支援に関する専門性向上の機会とし、特別支援教育のより一層の充実に結びつくよう期待いたします。

最後に、本書の作成に携わっていただいた関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和4年3月

青森県教育庁
学校教育課長 高橋英樹

目次

はじめに

ガイドブックの使い方

第1章 はじめて教育相談を担当する先生方へ

・ 県内の特別支援教育相談支援体制	1
・ 特別支援学校における教育相談	3
・ 地区特別支援連携協議会	5
・ 教育相談担当者として	7
・ 特別支援教育巡回相談員として	9
・ コラム	10

第2章 インクルーシブ教育システム

・ 共生社会	15
・ 合理的配慮	17
・ 特別な支援を要する子供の学びの場	19
・ 就学先決定の流れ	21
・ 交流及び共同学習	23
・ コラム	25

第3章 乳幼児期から就学前期への支援

・ 早期からの相談	26
・ 幼児期の教育相談	28
・ 就学相談	30

第4章 幼稚園等・小学校・中学校への支援

・ 校内における支援体制	32
・ 個別の教育支援計画	34
・ 個別の指導計画	36
・ 通常の学級への支援	38
・ 通級による指導	40
・ 特別支援学級	42
・ 授業における配慮	44
・ 自立活動の指導	46
・ 進学に関する相談	48
・ 保護者との連携	50
・ コラム	51

第5章 高等学校への支援

・ 高等学校における特別支援教育	53
・ 進路指導（進学編）	55
・ 進路指導（就労編）	57

第6章 福祉サービス等に関する情報

・ 障害者手帳	59
・ 障害福祉サービス（児童編）	61
・ 障害福祉サービス（成人編）	63
・ 手当等に関するサービス	65
・ 各地区における相談機関一覧	67

ガイドブックの使い方

このガイドブックは、教育相談や特別支援教育巡回相談等において、障害のある子供の保護者や幼稚園・小・中・高等学校（以下、本ガイドブックでは「小・中学校等」という。）の先生方の相談に応じる先生方等の専門性向上及び相談時に必要な基本的な情報を提供できるようになるためのものです。

主な使い方としては、

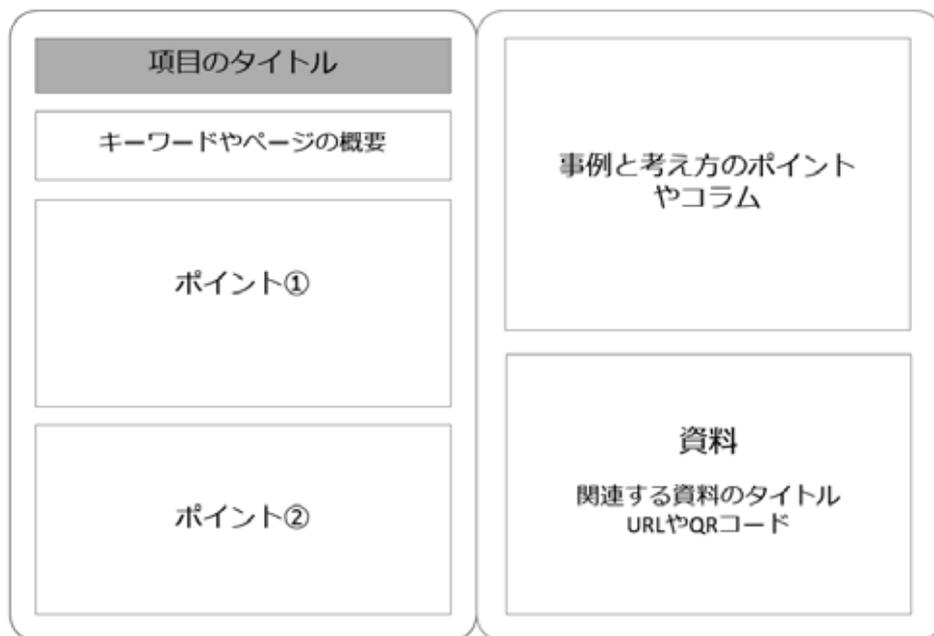
- 1 左半分のページを相談時に資料として提示しながら説明する
- 2 右ページの「参考資料」の一覧から、具体的な内容を調べてみる
- 3 相談事例については、自分なら「どのように答えるか」考えてみる

などが考えられますが、工夫によって幅広く活用できます。

日々の相談において、これまでの授業実践や経験に基づく様々な指導方法や教材・教具などについては、多くの知見をお持ちの先生方が相談に応じる際に、相談者の「なぜ」「なに」を的確に助言するためには、「根拠」となる法令等も必要ですが、相手のニーズに応じて毎回調べ、資料を作成するには負担となります。

このガイドブックを活用することで資料作成の時間軽減や持ち運びの負担軽減につながります。

【ガイドブックの主な構成例】



このガイドブックと、県総合学校教育センターで作成している「時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A（第1版）」と併せて活用することで、より相談ニーズに合わせた支援のヒントが得られます。



第1章

はじめて教育相談を担当する先生方へ

県内の特別支援教育相談支援体制

青森県教育委員会では、障害のある子供を含む特別な教育的ニーズのある子供の保護者及び教職員等の相談や支援の充実に向けて、以下の取組を行っています。

<特別支援学校のセンター的機能>

特別支援学校は、小・中学校等からの要請により、必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教員の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが求められています。

具体的には、

- ① 小・中学校等の**教員への支援機能**
- ② 特別支援教育等に関する**相談・情報提供機能**
- ③ 障害のある幼児児童生徒への**指導・支援機能**
- ④ 福祉、医療、労働などの**関係機関等との連絡・調整機能**
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する**研修協力機能**
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への**施設設備等の提供機能** の6点です。

(中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」より)

<特別支援教育巡回相談員制度>

青森県教育委員会では、**特別支援学校や特別支援学級等の教員**を特別支援教育巡回相談員として委嘱・任命しており、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校、高等学校からの依頼を受け、各校(園)に訪問して、学級担任や学校全体の**特別支援教育に関する体制や指導・支援の在り方**についてアドバイスをします。

○申込方法

◇市町村立小学校・中学校

- ・所定の様式に記入し、学校から**市町村教育委員会に申し込**んでください。
- ※相談終了後、「巡回相談活用報告書」を市町村教育委員会に提出してください。
- 詳しくは、地域の教育事務所に問い合わせてください。

◇幼稚園・保育園・認定こども園、県立学校

- ・まずは、お近くの**特別支援学校に直接お電話で相談**ください。
- その後、依頼する特別支援学校に所定の様式に記入し郵送してください。
- ※相談終了後、「巡回相談活用報告書」を青森県教育委員会に郵送してください。
- ※それぞれの様式は、県教育委員会HP等に掲載しています。

○相談内容

- ・子供の指導に関する相談や保護者との連携に関する相談、授業作りに関する相談、校内支援体制に関する相談などができます。
- ※ただし、幼児児童生徒及び保護者との面談や、直接指導はできないことに注意する必要があります。

<地区就学相談・教育相談会>

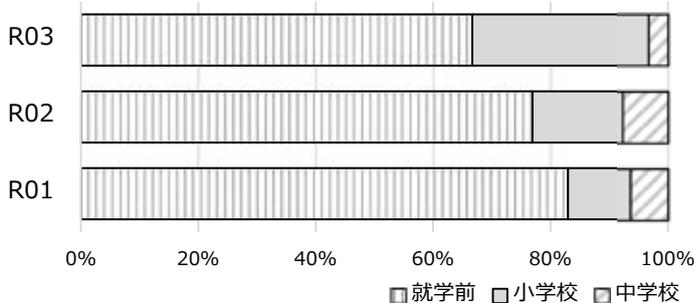
青森県教育委員会では、発達が気になる子供の保護者及び担当者を対象に、養育の仕方や就学に関すること、生活面や学習面に関する気づきや悩み等について教育相談を行っています。

開催時期は、例年**7月下旬～8月上旬**に6教育事務所ごとに開催しています。

相談者の相談ニーズ等によって、特別支援学校の教員や小・中学校の巡回相談員が相談に当たりますが、就学に関する相談等については、市町村教育委員会の就学担当者が同席する場合があります。

相談者は、**就学前の幼児の保護者**から最も多く、**就学に関する相談**（特別支援学校、特別支援学級の様子を知りたい、入学に必要な手続きの方法など）や子供の行動についての内容が多く聞かれます。近年は、小・中学生の保護者からの相談の割合も増えており、その内容は行動に関する内容の他に、特別支援学級等への**在籍変更に関する相談**、**高等学校入学に係る配慮**についてなど多岐にわたっています。

相談者の年代別割合



○申込み

4月下旬～5月上旬に、各市町村福祉部局、教育委員会等を通じて、各幼稚園・小・中学校等へ案内があります。(県教育委員会ホームページにも掲載します。)

申込先は、居住している**市町村教育委員会**になります。(申込〆切は例年6月上旬)

令和3年度 地区就学相談・教育相談会のご案内

専門の教育関係者が相談員となって相談会を開きます。どうぞ、お子さんとお気軽においでください。

どんな相談ができますか

- ◇ お子さんのことが気になる
 - ・ ものを見る向き、顔を返す向き
 - ・ ことばが聞き取れない
 - ・ 手や足、体の動かしかたがわからない
 - ・ 遊ばずじっとしている
 - ・ 遊ばずじっとしている
 - ・ 遊ばずじっとしている
 - ・ 遊ばずじっとしている
- ◇ 保護者の方へのアドバイス
 - ・ お子さんの理解について
 - ・ お子さんに合った教育、環境について
- ◇ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校の担当者へのアドバイス
 - ・ 保育所(園)や学校の環境について

いつ、どこでありますか

期	日	会 場
東	7月27日(火)	アビオあおもり
	7月28日(水)	外ヶ浜町立豊田小学校
	7月29日(木)	五所川原市立南小学校
西	7月30日(金)	つがる市立向陽小学校
	7月29日(木)	青森県立弘前南小学校
中	7月29日(木)	黒石市立黒石小学校
	7月28日(水)	野辺地町立若葉小学校
上	7月29日(木)	十和田市立三木元小学校
	7月27日(火)	大間町立大間小学校
下	7月29日(木)	むつ市立第二南郷小学校
	8月2日(月)	陸上町立赤根内小学校
三	8月3日(火)	五戸町立五戸小学校
	8月4日(水)	八戸市立清小学校

どのように申し込めばいいですか

- 申込み
 - ・ 申込用紙に必要事項を記入の上、提出先(各教育委員会の教育委員会)に申し込んでください。(提出の申込先・提出先)を参考にしてください。
- 申込み締切
 - ・ 締切日は各月末日(金)です。
- 費用
 - ・ 相談は無料です。
- 相談時間
 - ・ 相談内容は教育委員会が主催するものです。相談内容の厳守をお願いします。
 - ・ 相談に要する時間は1～2時間です。

(問合せ先) 青森県教育委員会 教育推進課 (通称: 学) 電話: 017-734-6882

<専門家チーム>

特別支援教育巡回相談員制度等を活用しても解決の難しい場合、「特別支援教育専門家チーム」の派遣を要請することができます。

対 象：公立幼稚園・小学校・中学校及び県立学校

申込方法：事前に県教育庁学校教育課特別支援教育推進室に相談してください。

その後、公立学校校長は、市町村教育委員会教育長を通して県教育長へ、県立学校校長は、県教育長へ派遣を要請してください。

そ の 他：巡回相談員が専門家チームに帯同するとともに、訪問指導後の支援を行います。

専門家チームは、大学教員、県教育委員会指導主事、学識経験者で構成されており、要請内容によって、任命された委員が訪問します。

- ◆ 県総合学校教育センターにおいても、本人・保護者・職員を対象に教育相談を行っています。また、月1回程度、土曜日にも相談を行っています。詳しくは、県総合学校教育センターまでお問い合わせください。

TEL：017-764-1991 (特別支援教育課)

特別支援学校における教育相談

特別支援学校では、センター的機能の1つとして、教育相談を行っています。

ここでは、県内の特別支援学校（弘前大学教育学部附属特別支援学校を含む）の教育相談の概要について紹介します。

<特別支援学校における教育相談>

特別支援学校には、校内分掌として「教育相談部」や「地域支援部」等が設けられており、主に外部からの相談者を支援しています。全ての教員が相談支援を行う体制を整えている特別支援学校もあります。

教育相談は、特別支援学校に直接相談者が来校して行う教育相談が主ですが、特定の地域や市町村等に出向いて行う「サテライト型」の教育相談を行っている学校もあります。また、電話で相談できる場合もあります。

相談の対象者や相談の内容は様々ですが、相談対象者の約半数が6歳以下の就学前の保護者であり、相談の内容の約7割が「生活・学習」に関する相談です。また、近年では、小・中学校等の通常の学級の児童生徒を対象とした相談も増えています。

相談対象者の障害種としては、「聞こえ」や「言葉の遅れ」についての相談が最も多く、その他、障害名などの診断がされていない方の相談も多くあります。

<サテライト型教育相談を行っている特別支援学校>

- ・ 県立盲学校「サテライト相談教室」
- ・ 県立八戸盲学校・八戸聾学校「サテライト教室」
- ・ 県立森田養護学校「ねっと！ひまわり」
（西北地区特別支援連携協議会）

※相談日時及び相談場所については、各学校のホームページに掲載されています。

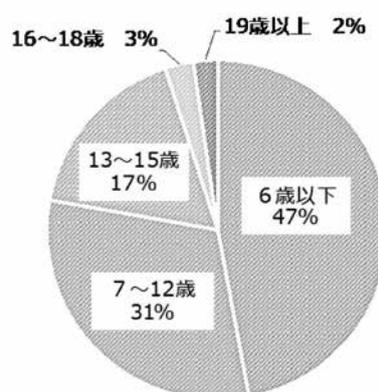
<教育相談の申込み>

各特別支援学校では、教育相談についての案内をリーフレットやホームページで紹介しています。

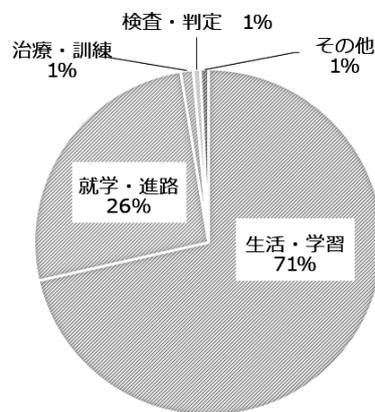
基本的には、

- ・ 直接学校に電話での相談の申込みになります。（受付は平日の16：00頃まで）
- ・ 教育相談に係る費用は無料です。
- ・ 教員等を対象とした相談も行っています。

【教育相談対象者の年齢層】



【相談の主訴】



令和2年度県内の特別支援学校における教育相談実施状況調査より

* コラム * 私が教育相談で大切にしていること

教育相談において大事にしていること。それは、保護者の方の話をよく「聴く」ことです。

教師は子供だけでなく、保護者に対しても、つい「教えよう」としたがります。教育相談を行う上での大事な姿勢は、子供のよさを一緒に見つけ、育てていくことの「お手伝いをしよう」という姿勢だと思っています。そのためには、保護者の努力やご苦労をまずは労い、よく話を聴くことが大事です。よく聴いて、保護者やご家庭の背景等が少しずつ分かった上で、何から始めればよいかを一緒に考えることとなります。具体的なアドバイスが必要になる場合もあれば、他機関との連携が必要となる場合もあると思います。

自閉症の子供の相談の場合、私は、ご家庭や在籍の園での様子を伺い、子供の特性や理解の仕方などを確認し、対応を一緒に考えるようにしています。また、お母さんの焦りやイライラを共有し、効果的な言葉掛けや心のもち様を少しずつ取り入れていただけるような支援をしています。

学校と子供、保護者との関わりは、一時的ですが、子供の人生またその支援は長く続きますし、繋いでいくことが大切です。その過程に今の相談業務があることを自覚し、保護者が出会った相談担当者によって、次に出会う支援者に対しての保護者の気持ちの壁が低くなるか高くなるか、責任があることも重々感じながら相談に当たりたいと思っています。

保護者にとって、「安心して話せる」「話したら少し楽になった」、そのように感じていただける教育相談を心掛けています。

(特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

- ・ 特別支援学校におけるセンター的機能の強化に関する実践事例集 (平成 27 年 3 月 青森県教育委員会)



※各特別支援学校の教育相談に関する情報は、各学校ホームページをご覧ください



地区特別支援連携協議会

青森県教育委員会では、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能を活用し、平成 19 年度より県内 6 地区の特別支援学校に「地区特別支援連携協議会」を設置しています。

<地区特別支援連携協議会>

発達障害を含む全ての障害のある子供とその保護者に対する教育相談について、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携の下、一貫した支援体制の充実を図ることを目的とした組織です。「**地区連協**」と省略することもあり、主に以下の**3つの取組**を行っています。

<p>①教育相談を含む、早期からの一貫した支援</p>  <p>毎年7月下旬～8月上旬に行っている、県教育委員会主催の「地区就学相談・教育相談会」の運営等を行っています。</p>	<p>②特別支援教育に関する専門性向上</p>  <p>年に1回～数回、地区連協主催の研修会を行っています。学校の先生に限らず、どなたでも参加できます。</p>	<p>③関係機関との連携強化</p>  <p>地区内の相談機関の情報をまとめています。地域によっては、関係部署が集まってケース会議等を行っています。</p>
---	--	---

※「地区就学相談・教育相談会」については、2 ページで紹介しています。

<特別支援教育に関する専門性向上研修>

地区特別支援連携協議会では、長期休業中等を利用して年 1 回程度小・中学校等の全ての教職員及び障害のある子供を支援する機関の職員等を対象に研修会を開催しています。

研修会の内容は、各地区の状況やニーズ等を踏まえてテーマを設定しています。



研修会の様子

近年のテーマは、

- ・ 個別の教育支援計画の作成
- ・ 個別の教育支援計画の活用
- ・ 進学等における学校間での情報共有
- ・ 高等学校における特別支援教育
- ・ 小学校～高等学校・卒業後の連携
- ・ 支援者に必要なことを考えよう
- ・ 幼児発達支援センターの紹介
- ・ 放課後等デイサービス等福祉事業所の紹介
- ・ 教育・医療・福祉の連携

など、様々なテーマで研修が開催されています。

<関係機関との連携強化>

各地区特別支援連携協議会では、障害者を支援する機関等が参画しています。

主な参画機関	
教育関係者	教育事務所、市町村教育委員会、特別支援学級設置校、通級指導教室設置校、特別支援学校、高等学校、私立幼稚園協会 等
医療関係者	医師（小児科医、精神科医等）等
福祉関係者	福祉課（障害福祉）、児童相談所、発達障害者支援センター、児童福祉施設、相談支援専門員、保育連合会 等
保健関係者	子育て支援課（保健師）、保健所、幼児ことばの教室 等
その他	障害者・就労支援センター 等

年2回程度、参画機関が一堂に会して、教育相談の状況等についての情報交換や研修会の計画等について話し合うなど、相談支援ネットワークの充実を図っています。また、支援の必要な子供に対して、関係者でケース会議を行い、支援の方向性について検討・情報共有している地域もあります。



参考資料

◇地区特別支援連携協議会事務局校のHP

研修会の情報や地域の相談機関の情報を確認することができます。

【東青地区】

県立青森聾学校



【西北地区】

県立森田養護学校



【中南地区】

県立弘前聾学校



【上北地区】

県立七戸養護学校



【下北地区】

県立むつ養護学校



【三八地区】

県立八戸盲・八戸聾学校



教育相談担当者として

ここでは、初めて教育相談を担当するに当たって、大切にしてほしい主な内容について紹介します。

<初めて来校される相談者への対応>

初めて特別支援学校に教育相談に来る保護者には、「特別支援学校はどんな所なのか」や「どんな担当者なのか」など不安に感じたり緊張したりしながら来校するかと思えます。また、子供が初めての場所で不安を感じ、校舎に入ることを嫌がる場合も考えられます。

このような場合も想定しながら相談者の方が安心できるように、

- ・来校する予定の少し前から、玄関で待機し出迎える。
- ・担当者から率先して笑顔で言葉を掛ける（「初めまして、本日担当する〇〇です。よろしくお願ひします」など）。
- ・時間調整し足を運んでくださったことに対して感謝する。

など相手を思いやる気持ちが大切です。

多くの保護者は子供の障害に戸惑いを感じ、不安を抱いて相談に来ることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者の伴走者として対応し、子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

相談に当たっては、以下の内容に留意しながら相談を進めることが大切です。

- ・個人情報に関する**守秘義務**があることを保護者等の相談者に伝えておく。
- ・保護者等の相談者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、**静かできつろげる環境設定**に配慮する。
- ・保護者等の相談者が抱えている**悩みを受け止める**という**共感的理解**に努め、相互の信頼関係を築く。
- ・相談が単なる確認や質問等に終わることのないよう留意し、保護者等の相談者の悩み等に**十分耳を傾ける**。
- ・保護者等の相談者が**うまく関わっている点**を伝えるなどして、不安を和らげるような対応を心掛ける。



また、保護者が子供を連れて来校する場合は、上記に加えて

- ・保護者が安心して相談できるよう、2名体制が望ましい
- ・子供が自由に遊べる場所を確保しておく

と良いでしょう。

<巡回相談等で学校等へ訪問する場合>

巡回相談等で依頼を受け、小・中学校等を訪問し助言する場合、次のことに留意しましょう。

- ・訪問校やその地域の実態についての理解を深めるとともに、相談者の経験等に
応じた話し方、情報提供の仕方等に配慮する。
- ・特別支援教育関係法令、学習指導要領及び教育課程編成の基本的事項を踏まえ、
助言等を行う。

コラム 正直に、誠実に

◆相談担当の要は、情報収集&営業マン!?

様々な相談ケースを担当すると、本校だけではなく他機関へつないだ方がよいと判断するケースが出てきます。そこで必要となるのが、他機関の情報です。自分の目で見てその場所への理解を深めたり、様々な研修会等に参加したりするのも良いかもしれません。また、迅速につなぐためにも「その地域の核となる人物=情報を持っている人」は誰かを見極め、顔をつないでおくことも大切です。

◆年齢や性別の呪縛

初めて園や学校に訪問したとき、相談相手が自分より明らかにベテランであったり、異性であったりした場合、時には、「そんなに困っていません」と、すぐには心を開いてもらえないことがあります。そんな時にはまず、自分の失敗談から話すようにしています。そこから現在の相談に話をつなげ、良いところを認め、こんなところは難しそうですね?等と話すと、「実は…」と少し心を開いてくれて、会話がすすむことがあります。もちろん、相手は自分より経験豊富な先生方ですから素敵なアイデアや実践があります。その部分は、こちらから教えていただいたりもします。

◆分からないものは、分からない

相談担当になると、「何か良いことを言わなければ…」「頼りないなんて思われたらどうしよう…」と、気持ちばかり焦ることはありませんか?でも、ごまかしはあつという間に相手に伝わります。分からないことは、正直に伝え、その場で一緒に考えられるようであればその場で考え、難しい場合は「宿題にさせてください」と伝える。その方が、自分にとっても相手にとってもベストなのではないかと考えています。

◆保護者の想い

保護者が、相談の機関までたどり着くには、たくさんの想いや決心があるのだと思います。また、その保護者の悩みや不安な気持ちの大きさは、お子さんの障害の程度に関わりはありません。まずは、話をしっかりと聞き共感すること。そして、まっすぐに向き合うことを大切にしています。

◆孤独だけど、一人じゃない

教育相談担当者は一人で対応することが多く、悩みを一人で抱えがちになります。また、他の先生方と時間の流れも違うので、孤独を感じることも時々あります。そんな時は、周りの先生方に素直に悩みを相談するのが一番です。悩んでいるケースについて、会話することで自分の中で整理ができますし、アドバイスの中から新しい発見もあります。
(特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

- ・ **障害のある子供の教育支援の手引** ~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~ (令和3年6月 文部科学省)



- ・ **教育相談情報提供システム** (国立特別支援教育総合研究所)



特別支援教育巡回相談員として

キーワード

校内体制の充実 情報提供 教育事務所との連携

<特別支援教育巡回相談員の役割>

特別支援教育巡回相談員（以下、「巡回相談員」という。）は、要請のあった小・中学校等を訪問し、その学校のニーズに応じて主に4つの役割を担っています。

- (1) 学級担任等に対して、助言又は援助を行う
- (2) 学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う
- (3) 特別支援教育について情報提供を行う
- (4) 必要により専門家チームと帯同訪問を行い、連携・協力による支援を行う

（「特別支援教育巡回相談員設置要綱 4 職務」より）

ただし、「児童生徒等への直接的な指導や支援はできない」ことに注意する必要があります。

<小・中学校等を訪問するに当たって>

特別支援学級を初めて担任する教員等は、子供たちとの関わりだけでなく指導方法や教材・教具など、明日からすぐに使えるようなスキル等に関する相談も多いかと思えます。そのニーズに対する提案はもちろんですが、特別支援教育の理解促進には、**校内体制の充実**も欠かせません。

学校等を訪問する際には失礼のないように努めるほか、以下の点に留意しましょう。

- 1 訪問前に校長や担当者などに電話で連絡するとともに、**訪問後も連携**を深めること。
- 2 担任等の相談相手として、また、良き協力者として**共に研鑽する**という態度をもって助言等に当たること。
- 3 研究成果や指導実践に関する資料を**具体的に活用**すること。
- 4 **担任等の経験等に応じた**話し方、情報提供の仕方等に十分配慮し、助言等の内容が明確に理解されるよう努めること。
- 5 学校等や地域の実態についての理解を深めるとともに、教育関係法令、学習指導要領及び教育課程編成の**基本的事項を踏まえ支援**すること。
- 6 担任等が全校の協力的な雰囲気の中で学級運営を行うことができるよう、訪問校の校長に理解・協力を促すこと。

学校等の状況はそれぞれ異なります。担当になったからといって一人で抱え込まず、その都度、教育事務所の担当指導主事と**情報を密にし、連携しながら支援**することが大切です。

* コラム * 活用して良かった！巡回相談

今回は、派遣要請を依頼した学校からの要請課題、巡回相談員の助言及び巡回相談後の成果等を紹介します。

◆巡回相談員制度の事例◆

課題： 癩癩や大声などの行動上の問題（不適切行動）に対する支援について

助言 A： 「癩癩行動が起きる前には、きっかけがある。その段階でアプローチすることで、してほしくない行動を減らすことにつながる。」等、具体的なアプローチの方法、できたときの称賛方法等を図式化した資料を基に助言しました。

助言 B： 行動のきっかけが視覚的につかめるような働きかけをすること、状況や気持ちを言語化してあげること等、具体的な支援について助言しました。

成果： 絵カードを使用し「今の気持ち」や「すべき行動」を視覚的に捉えることができるようにしたところ、気持ちの切り替えがスムーズにできるようになってきました。問題行動等への具体的な支援の仕方が大変参考になりました。

◆巡回相談員制度を利用した学校からの感想等◆

- 巡回相談員が持参した資料や助言された内容を実践しています。個々のケースについての対応の仕方を考えられるようになり、支援の幅が広がりました。
- 当該児童を中心に据えた学級経営に見通しが立てられました。
- 三者面談で本人の希望が叶うような進路選択を行うために、巡回相談員の先生からいただいた資料や情報を活用していきたいです。
- 訪問後に「そだちとまなびの支援センター」とのつながりができ、継続的に相談ができるようになりました。

◆巡回相談員の感想～巡回相談を終えて～◆

相談時、校長先生も同席してくださり、有意義な時間を過ごさせていただきました。気概のある教員チームで「子供たちを何とかしたい！」という思いが伝わってきました。事前に、ペアを組んだ特別支援学校の相談員と連絡を取り合い、こちらから前もって回答や資料を準備し、一緒に考えながら問題を解決していきました。

学校からは「まだまだ聞きたいことがあります。」ということでしたので、「また、依頼してください、いつでも訪問します。」とお返事しました。

どのように改善したのか、変容が見てみたいと思いました。

（教育事務所指導主事）



参考資料

- ・特別支援教育巡回相談員設置要綱（青森県教育委員会）



コラム 巡回相談員の微妙な立場…

『この子は、特別支援学校の方がいいでしょうか？』

このような質問が、最近多いような気がしています。相談を受ける立場として、この質問は答えられません。判断をする立場にはないため、「その方がいいかもしれません」と言ったことが、後にトラブルになりかねないからです。

『指導方法を提案しても受け入れてくれない先生、どうにかありませんか？』

これもまた、悩ましい相談です。「こう考えてみるといいですよ、こんな方法がありますよ」などお勧めはしますが、実際に実践し、チームで対応していくことを考えると校内支援体制について助言しなければならず、相談員の立場として、管理職の先生方に対して話しにくいこともあるでしょう。

巡回相談員を活用している場合は、それぞれの教育事務所と連携していますので、担当指導主事と一緒に学校に訪問することも可能です。要請書に気になる内容が書かれている場合は、一人で対応せず一緒に訪問しましょう。言いにくいところは役割分担をして、伝えてもらうことをお勧めします。

相談を受けたものの、「自分ではよく分からない」、「他の人の意見をきいてから答えたい」という場合もあると思います。初めて担当する場合はなおさらだと思います。そういった場合は、遠慮なく「私より詳しい人に聞いて確認したいので、待っていただけますか」と言っているのです。専門家にリファーするのは恥ずかしいことではなく、逆に責任ある行動です。

時々、巡回相談員の先生から「〇〇先生、〇〇君の様子が変わってきたよ！関係性が良くなったみたいだ」、「不安に思っていたけれど自信をもって実践したり、保護者に伝えたりすることができた」など後日に報告の電話や御礼のお手紙をいただくことがあります。電話やお手紙の向こうの笑顔を想像すると、次もがんばろう！もっと勉強しよう！と思えます。
(教育事務所指導主事)

コラム 巡回相談員の活用状況

◆令和2年度の相談状況◆

令和2年度の特別支援教育巡回相談員の訪問回数は、延べ141回でした。

訪問先別相談件数の内訳は、

幼稚園等	6件
小学校	94件
中学校	73件
高等学校	13件

でした。

近年の傾向としては、通常の学級の先生からの相談が多く、更に、一度の相談で複数の児童生徒についての相談があります。(令和2年度の1回訪問あたりの相談人数1.5人。)

学級別の割合



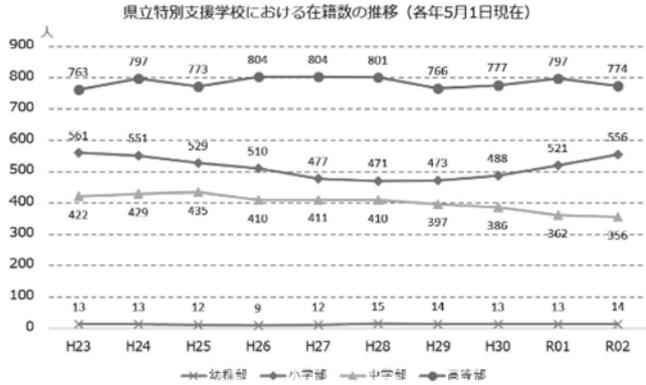
* コラム * 青森県の特別支援教育の概況

◆ 県内の特別支援学校の在籍数の推移 ◆

県内には、弘前大学附属特別支援学校が1校、県立特別支援学校が20校、合計21校の特別支援学校があります。

県立特別支援学校の在籍数は、近年幼稚園から高等部合わせて1,700名ほどで推移しています。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害の5障害の特別支援学校があります。



◆ 県内の小・中学校における特別支援学級の推移 ◆

特別支援学級は、県内の公立の小・中学校9割に開級されています。障害の種類は、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、知的障害、自閉症・情緒障害の6種類あります。

在籍している児童生徒数は約2,800名で、年々増加傾向にあります。特に、自閉症・情緒障害学級で学ぶ児童生徒が最も多く在籍しています。

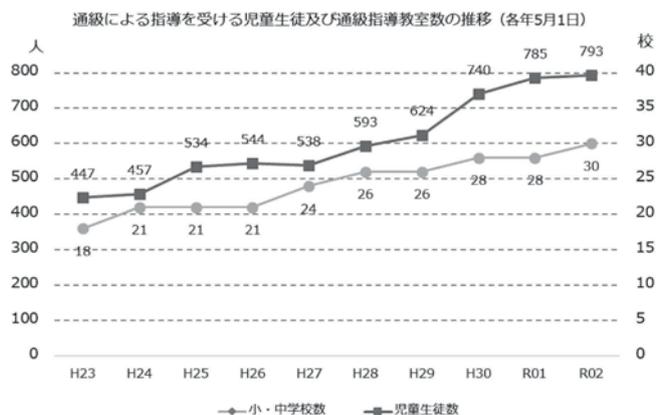


◆ 県内小・中学校及び高等学校で通級による指導を受ける児童生徒の推移 ◆

通級による指導を受けている児童生徒数は、近年増加傾向にあります。

また、指導を受ける場所である「通級指導教室」は、小学校21校、中学校9校あり、微増傾向にあります。

また、平成30年度より県立高等学校でも通級による指導が開始され、現在3校において実施しています。



コラム 先達の教育相談にかける想いを受け継ぐ

青森県総合学校教育センター特別支援教育課に勤務していた頃、国立特別支援教育総合研究所のある先生から、「障害児教育相談を調べると必ず最初に青森県が出てくる。」と言われ、少し誇らしい気持ちになったことを覚えています。これは、青森県特別支援教育の発展にご尽力された先輩諸氏が、未来を見通す力と理想を現実化する力を発揮し、様々な困難を乗り越えて献身的な努力をされた結果であると、改めて尊敬の念を抱かずにはられません。

青森県の「障害のある子どもの教育相談の歩み」については、佐藤紘昭先生が、文献1)で分かり易くかつ詳細に著しています。その中では、青森県立森田養護学校が1980年代後半に発達相談を校務分掌に位置付けたこと、青森県特殊教育センター（青森県教育センター第四研修課）が1987年度全国に先駆け「心身症障害児相談実技研修講座」を開講したこと、青森県盲・聾・養護学校校長会が在籍以外の子どもたちへの教育相談を支え続けたこと、文部省研究委嘱事業を活用して、青森県教育委員会が地域における早期教育相談、保健・医療、福祉等と連携した総合支援体制づくりに取り組んだこと等々を紹介しています。

いずれも、当時の関係者が実効性のある教育相談を目指し、「実施体制づくり」と「担当者の資質向上」の両面を柱に、様々な取組を展開させてきたことを窺い知らされます。関連文献として、2)～4)もご紹介しますので是非ご覧ください。

なお、佐藤紘昭先生は、この著書の中で、「特別支援教育のこれまでと今、そしてこれから」と題し、次の4つを提案されています。

- 1 子どもや親、教員の声を聴こう
- 2 本人、保護者が求めるものは何かを考えると、地域や現場の視点を大切にしよう
- 3 システムを創ろう
- 4 地域や学校の核となる人材を育てよう

さて、私たちはなぜ特別支援教育に携わる教員を目指したのでしょうか。そして今、初心を忘れずに日々を過ごしているのでしょうか。青森県に現在の教育相談体制があるのは、それを作り上げてきた先輩諸氏の、この教育にかける熱い想いにほかならないと思います。教育相談の強化は、教育相談に携わっている先生方お一人お一人の想いと実践の積み重ね、そして後輩へのバトンパスにかかっています。日本を先導していただける青森県になるよう、皆で力を合わせてがんばっていきませんか。

(エリアアドバイザー)



引用・参考資料

- 1) 佐藤紘昭（2015）障害のある子とその家族等に対する相談支援：本県における「障害児教育相談」の変遷と取組。青森県特別支援学校校長会（発行），青森県の特別支援教育のあゆみ。54-60.
- 2) 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2001）医療・福祉と連携した早期からの教育相談の先進事例<青森県の例>。21世紀の特殊教育の在り方について：一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について（最終報告）。63.
- 3) 佐藤眞一（2002）早期からの教育相談活動における盲・聾・養護学校の果たす役割：保健・医療，福祉と連携した教育相談の在り方を求めて。国立久里浜養護学校，平成13年度 障害のある乳幼児に対する早期からの指導担当者等研究協議会事後集録。5-8.
- 4) 佐藤眞一（2007）地域における特別支援教育コーディネーターの連携づくり。特別支援教育の実践研究会編，特別支援教育の実践情報 No.112。明治図書，34-35.

* コラム * 特別支援教育推進ビジョン

青森県教育委員会では、平成31年2月に「青森県特別支援教育推進ビジョン～学びを「つなぐ」・「深める」・「生かす」ための今後10年の道筋～」を策定し、次の3つのキーワードの下に5つの基本方針を設定し、特別支援教育の更なる充実・発展に向けた取組を通して、インクルーシブ教育システムの構築を目指しています。

キーワード

学びをつなぐ ・ 学びを深める ・ 学びを生かす



基本方針

- 1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化
- 2 教職員の専門性の維持・向上
- 3 特別支援学校の学習環境の充実
- 4 キャリア教育・職業教育の充実
- 5 特別支援学校と地域等との連携推進

この中の「1 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化」について、以下のようになっています。

(1) 特別支援教育巡回相談の充実

特別支援学校が、関係機関との連携を図りながら、引き続き小・中学校等の要請に応じた巡回相談ができるよう、高等学校をはじめとする各校への周知に努めるとともに、巡回相談員の専門性の向上を図ります。

(2) 特別支援学校の教育相談の充実・強化

特別支援学校は、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の様々な相談に応じるため、教育相談担当教員の専門性の向上を図るとともに、地域支援を担当する分掌と他の分掌や各学部との連携を強化するなど、特別支援学校の教育相談体制の充実を図ります。

(3) 「地区特別支援連携協議会」を中心とした教育相談体制の充実・強化

「地区特別支援連携協議会」の事務局校と小・中学校等及び関係機関との連携強化により、各地区における教育相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 小・中学校及び高等学校における校内支援体制の充実及び連携強化

「地区特別支援連携協議会」の研修や情報提供の機会の充実を図るとともに、校長のリーダーシップの下、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の強化を図ります。また、特別な教育的ニーズのある児童生徒の進学等に係る支援の引継ぎについて連携体制の強化を図ります。

第2章

インクルーシブ教育システム

共生社会

キーワード インクルーシブ教育システム 合理的配慮 連携強化

<共生社会>

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会のことを言います。(内閣府リーフレット)

学校教育においては、「共生社会の形成に向けた**インクルーシブ教育システム**構築のための特別支援教育の推進（報告）」(平成 24 年文部科学省)の中で以下のように述べられています。

学校教育は、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。その意味で、共生社会の形成に向けた**インクルーシブ教育システムの構築**のための特別支援教育の推進についての基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

<インクルーシブ教育システム>

障害者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「**合理的配慮**」が提供される等が必要とされています。(合理的配慮については、17 ページ参照)

特別支援教育の発展は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのためには、以下の3つの考え方が重要です。

- (1) **医療、保健、福祉、労働等との連携を強化**し、障害のある子供の教育の充実を図ること。
- (2) 障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、**可能な限り共に学ぶ**ことができるよう配慮すること。
- (3) **障害者理解を推進**することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくこと。

インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求**するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」**を用意しておくことが必要です。



参考資料

- ・ 障害者権利条約リーフレット（外務省）



- ・ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成 24 年 文部科学省）



合理的配慮

キーワード 障害者の権利に関する条約 個別の教育支援計画等への明記

障害者の権利に関する条約の第2条において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。

学校教育においては、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、**学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義しています。

なお、障害者の権利に関する条約において、「**合理的配慮**」の否定は、**障害を理由とする差別に含まれる**とされていることに留意する必要があります。

また、「合理的配慮」の充実を図る上で、「**基礎的環境整備**^{*1}」の充実は欠かせません。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。

* 1 基礎的環境整備：合理的配慮の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援として、法令に基づき又は財政措置等により、国・都道府県・市町村でそれぞれに行う教育環境の整備のこと。

<合理的配慮の提供>

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の**状態把握を行う**必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、**個別の教育支援計画を作成**する中で、発達の段階を考慮しつつ、「**合理的配慮の観点**^{*2}」を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り**合意形成**を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を**個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用**することが望ましいとされています。

合理的配慮の決定に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、**個別に判断**することとなります。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて**共通理解**を図る必要があります。

設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」の助言等により、その解決を図ることが望ましいです。

* 2 合理的配慮の観点：詳細については青森県教育支援ファイル80ページ～を参照。

相談にのってみよう



ケース01 保護者から、文字の読み書きに時間がかかるため、授業中に黒板を最後まで書き写すことができないので黒板の写真を撮影できるようにしてほしいと依頼されました。一人だけ許可しても良いのでしょうか。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、そのためには子供の実態把握を行った上で、校内委員会等において学校が体制面、財政面をも勘案して決定することが大切です。合理的配慮として提供する場合は、その内容を個別の教育支援計画に明記し、校内で情報共有し、確実に引き継ぐことが大切です。

合理的配慮が提供できない場合は、その理由や代替案を踏まえて保護者や本人に説明し、合意形成を図ることも重要です。



参考資料

- ・ **共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）**



- ・ **インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）**
（国立特別支援教育総合研究所）



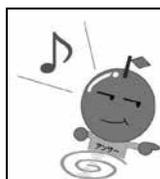
- ・ **「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府）**



- ・ **障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】**
（平成29年11月 内閣府障害者施策担当）



◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A（第1版）より（青森県総合学校教育センター）

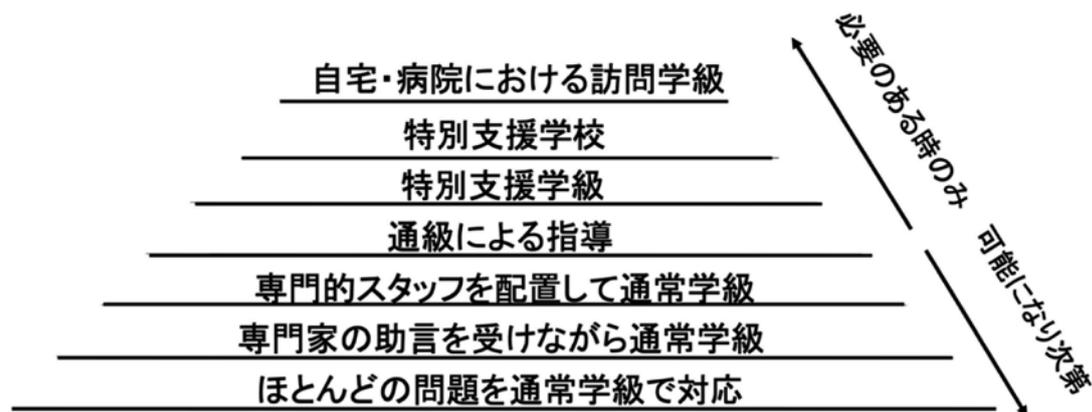
Q9 交流学級でのテスト実施時における配慮について、どう考えればよいのですか？



特別な支援を要する子供の学びの場

キーワード 教育的ニーズに応じた支援 学校教育法施行令第 22 条の 3

子供の障害の種類と程度及び一人一人の教育的ニーズに応じた支援を受けられる、連続性のある「多様な学びの場」については、以下のように整備されています。



「交流及び共同学習」や支援上の様々な配慮などにより、子供の状態に応じたきめ細かな「学びの場」を形成していくことが大切です。

<特別支援学校>

特別支援学校は、学校教育法第 72 条に示されているとおり、障害のある子供に幼稚園、小学校、中学校又は、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度を育成するための教育を行っています。

特別支援学校の対象となる障害の種類と程度については、**学校教育法施行令第 22 条の 3** で定められています。

障害等により、通学して学習することが困難な場合は、教員が児童生徒の自宅等に出向いて行う場合（訪問学級）もあります。

<特別支援学級>

特別支援学級は、障害のある児童生徒の教育のため、小・中学校に設置される学級です。障害の種類は、知的障害、弱視、難聴、肢体不自由、身体虚弱、その他とされています。青森県では、知的障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱、自閉・情緒障害学級が必要に応じて設置され、県内の公立小・中学校の約 9 割に設置されています。**病弱特別支援学級**は、県内 10 の病院に**院内学級**として設置されています。

<通級による指導>

通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が、各教科等の**大部分を通常の学級で受けながら**、一部障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」等で受ける指導形態です。通級による指導では、特別支援学校における「**自立活動**」を参考としながら、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指します。

通級による指導の対象には、**知的障害が入らないこと**に留意が必要です。

相談にのってみよう



ケース 02 教育相談で来校している幼児の保護者から、小学校入学に当たって、特別支援学級か特別支援学校のどちらかで学ばせたいけれど、どちらがよいか迷っているとの相談を受けました。

就学に当たって、保護者が十分に理解し選択することが大切です。そのためには、特別支援学校と特別支援学級の違いを説明するだけでなく、実際に特別支援学校や小学校の特別支援学級等を見学することも学校を知るためにはよい機会だということも伝えましょう。

小学校等を見学については、市町村教育委員会に相談してみることをお勧めしましょう。



引用・参考資料

・ **青森県の特別支援教育リーフレット**（青森県教育委員会）

※当該年度のリーフレットについては、7月中旬ごろ県教育委員会ホームページに掲載されます。

・ **障害のある子供の教育支援の手引**～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）



・ **障害のある子供の就学事務について**

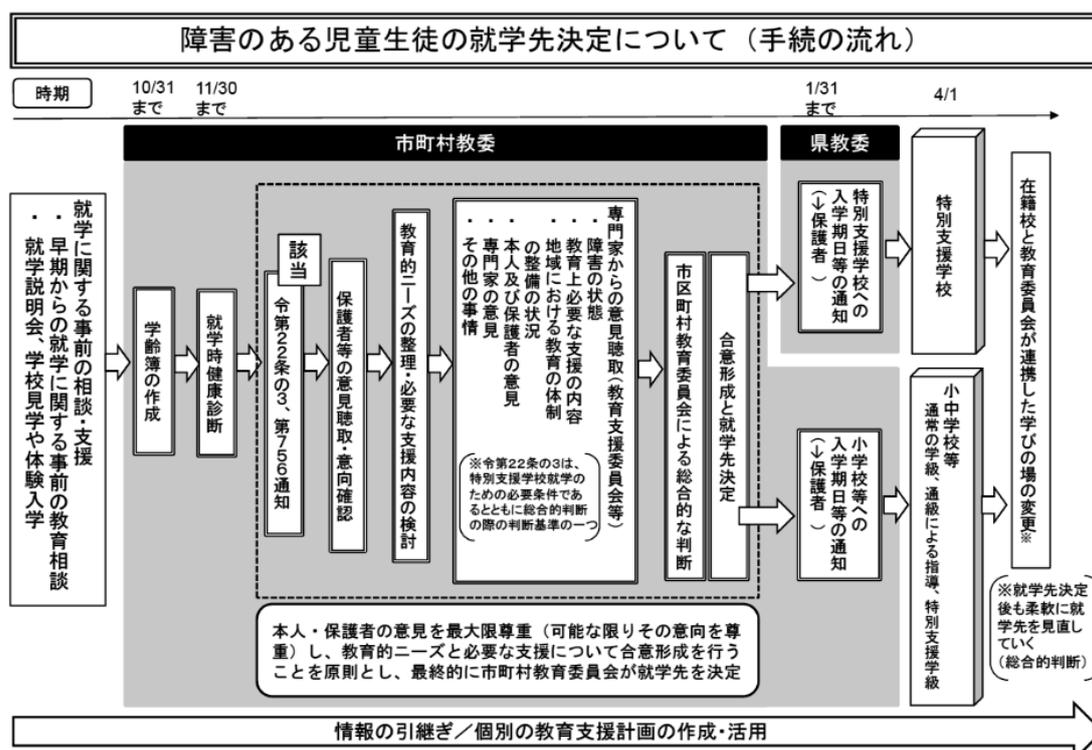
～基本的な考え方と関係様式の作成～（平成26年3月 青森県教育委員会）



「すべてのお子さんが十分な教育を受けられるために」（青森県教育委員会）より

就学先決定の流れ

キーワード 保護者との合意形成 学校教育法施行令第 22 条の 3



就学先については、子供の障害の状態だけでなく、本人や保護者の希望や専門家の意見等を踏まえて各市町村で設置している「教育支援委員会」で総合的に判断します。市町村教育委員会が就学先を決定する際、①障害の状態、②教育上必要な支援の内容、③地域における教育の体制の整備の状況、④保護者及び専門家の意見聴取等を踏まえて、総合的に判断することとされています。

それぞれの検討が円滑に行えるように、保護者、在籍している幼稚園等、医師・専門員等がそれぞれ調査票を作成します。調査票については、各市町村教育委員会で定めているため、市町村によって異なります。

教育支援委員会等による検討後、再度保護者や本人の意見と入学後の必要な支援等についての**合意形成**を図った上で、**市町村教育委員会が最終的に就学先を決定**します。

特別支援学校における教育の対象は、学校教育法第 75 条に規定する 5 つの障害種であり、その具体の障害の程度については、**学校教育法施行令第 22 条の 3^{*1}**において規定されています。ただし、学校教育法施行令第 22 条の 3 は、特別支援学校に**入学可能な障害の程度**を示すものであり、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある児童生徒の就学先を**個別に判断・決定**することとなります。



相談にのってみよう

ケース03 来年小学校に入学する幼児の保護者の方から、就学について、いつ、どこに相談すればよいか相談されました。

就学については、特別支援学校への入学を希望する場合でも、お住まいの市町村教育委員会が決定することを伝え、気になっているのであれば、早めに市町村教育委員会に相談に行くことをお勧めしましょう。その際、教育委員会の場所や担当者、電話番号などを保護者に伝えるなど相談に行きやすい環境を整えることも大切です。直接相談に行きにくいという場合は、保健師さんや保育園等の先生に相談してみるとよいことを伝えましょう。

また、就学について分からない点や不安に思っている点などを一緒に確認し、整理しておくことも大切です。



参考資料

- ・ **障害のある子供の教育支援の手引** ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）



- ・ **障害のある子供の就学事務について**
～基本的な考え方と関係様式の作成～（平成26年3月 青森県教育委員会）
* 1 学校教育法施行令第22条の3については、上記冊子5ページ参照。



- ・ **すべてのお子さんが十分な教育を受けるために** - 就学手続や早期からの一貫した支援について -（平成27年3月青森県教育委員会）



交流及び共同学習

キーワード

共生社会の実現 青森県交流籍制度

<交流及び共同学習の意義・目的>

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、**お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会**となるなど、大きな意義をもちます。

学習指導要領においては、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう示されています。

交流及び共同学習には、居住地にある学校で実施する「**居住地校交流**」、学校間で実施する「**学校間交流**」、地域の町内会や老人クラブ等と行う「**地域交流**」の3種類あります。

他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。(小学校学習指導要領第1章第5の2のイ、総則解説は126ページ)

<青森県交流籍制度>

青森県交流籍制度は、県立特別支援学校の小・中学部に通っている児童生徒が、住んでいる地域の市町村立の小・中学校に**副次的な学籍**を置いて、居住地校交流を行うことにより、住んでいる地域とのつながりの維持・継続・強化を図る制度で、**令和4年度**からスタートします。



青森県交流籍制度のイメージ図

相談にのってみよう



ケース04 保護者から、「特別支援学校に通わせたいと思っていますが、今通っている保育園の友達との交流も続けたいと思っているので、手続きが知りたい」と相談されました。

青森県交流籍制度の手続きは、該当する児童生徒が居住する市町村教育委員会が行うこととなります。就学相談の際、市町村教育委員会の就学支援担当者に交流籍制度を活用して居住地校交流を希望するよう伝えましょう。



参考資料

- ・ 地域とつながる「居住地校交流」～青森県交流籍制度の活用～
(令和4年3月 青森県教育委員会)



- ・ 理解啓発リーフレット
始めませんか？交流及び共同学習 (青森県教育委員会)



- ・ 交流及び共同学習を通じた相互理解の推進 リーフレット
障害者スポーツで心のバリアフリー！ (青森県教育委員会)



- ・ 交流及び共同学習ガイド (平成31年3月 文部科学省)



- ・ 交流及び共同学習実践事例集「地域で共に学び共に育つ～特別支援学校と小学校の取組～」(平成28年3月 青森県教育委員会)



◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ & A (第1版)より (青森県総合学校教育センター)

Q6 学級の子供が初めて交流学級で学習することになりました。どんなことに気を付ければよいのですか？

Q7 交流学級の担任とは、どのように情報共有や連携をしていけばよいのですか？

Q8 交流学級の子供に本人の障害等を理解してもらうためには、何をしたらよいのでしょうか？

Q9 交流学級でのテスト実施時における配慮について、どう考えればよいのですか？



コラム 校内委員会と多職種連携

特別支援学校の地域支援部で教育相談を担当しながら、県の特別支援教育巡回相談員として小・中学校等とかかわる機会が度々ありました。その中で、場面緘黙症の生徒が不登校を克服し、再び登校できるようになった事例を紹介します。

対象の生徒は中学1年生女子。保育園の時から場面緘黙が始まりましたが、一部の友だちや先生とは話ができていました。しかし、中学校（通常学級）1年の7月から不登校となり、心配した母親が特別支援学校の教育相談を訪れたことから、支援がスタートしました。

まずは、特別支援学校の教育相談の場で、母親と生徒に対して並行面接を行いました。本人は対人面での緊張が強いため、相談の場面でも一言も話しませんでしたので、言語に依らない手法で本人へのアプローチを行いました。また、母親には不安や焦りの気持ちを話してもらい、精神的に安定するよう相談を継続しました。

次に、不登校になってから家に引きこもりがちになっていたため、自宅以外の本人の居場所を保障する目的で、市の教育センター内の適応指導教室への通級を利用することになりました。

さらに、中学校で校内委員会を開催し、管理職、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、生徒にかかわる中学校関係者の他、市教育センター適応指導教室担当者、特別支援学校教育相談担当者が参加し、生徒の長期目標と短期目標を立て、支援にあたる各機関や各担当者の役割分担を明確にしました。

その結果、適応指導教室への出席日数や滞在時間が長くなるとともに、スクールカウンセラーが生徒の面接を行ったり、生徒と一緒に得意な漢字検定の受検を目標にしたりすることで生徒は再び学校内に入れるようになりました。そして、中学校2年生の新年度からは、校内支援体制を整え、自閉症・情緒障害特別支援学級に毎日登校できるようになりました。

この事例は、校内委員会開催をきっかけに、中学校の先生方が組織的に生徒の問題を共有し役割分担ができたこと、キーパーソンのスクールカウンセラーが学校と生徒のパイプ役を担ったこと、学校外の資源（市教育委員会適応指導教室、特別支援学校教育相談）を有効に活用したことなど、各機関や各担当者の情報の共有化と連携がうまく機能した事例でした。

学校の先生方は日々の学級経営や教科指導に真摯に取り組んでいます。一生懸命なゆえに余裕がなくなり、見えなくなる点も出てきます。そんな時、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を構築したり、外部機関と連携したりして、より良い支援を探ることが大変有効な手立てだと思えます。

（エリアアドバイザー）

第3章

乳幼児期から就学前期への支援

早期からの相談

キーワード

相談のきっかけ 乳幼児期の健診

<教育相談に来校するきっかけ>

幼児期に、特別支援学校の教育相談に来校するきっかけや経緯は様々あります。障害名や診断名が分かり相談に来る場合もあれば、発達に不安を抱えて相談に来る場合もあります。また、保護者の方が自ら連絡し相談に来るケースや病院の医師に紹介されたケース、検診後に保健師さんに勧められたケース、幼稚園等の先生に勧められたケースなど様々です。

<乳幼児時期の検査>

市町村は、乳幼児健康診査に加えて、必要に応じ、妊産婦又は乳児もしくは幼児に対して健康診査を行うことが、母子保健法により定められています。

これに基づき、乳児健康診査として、ほとんどの市町村で3～4か月、9～10か月児健康診査が実施されています。1か月児健康診査は出生した医療機関で行われることが多く、ほとんどの子供が受ける健康診査です。

同様に、1歳6か月児健康診査（1.6歳児健診）、3歳児健康診査（3歳児健診）についても、母子保健法第12条に定められていて、集団検診等を行っています。

<健康診査の項目>

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 身体発育状況 | 8. 精神発達の状況 |
| 2. 栄養状態 | 9. 言語障害の有無 |
| 3. 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | 10. 予防接種の実施状況 |
| 4. 皮膚の疾病の有無 | 11. その他の疾病及び異常の有無 |
| 5. 眼の疾病及び異常の有無 | 12. 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)先天異常 |
| 6. 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無 | 13. その他の疾病及び異常の有無 |
| 7. 四肢運動障害の有無 | |

<新生児聴覚スクリーニング検査>

新生児聴覚スクリーニングは乳児が受けることのできる聴覚簡易検査です。検査の費用は自費ですが、費用を補助している市町村もあります。

先天性難聴の出現頻度は1,000人に1～2人とされており、他の先天性疾患に比べても頻度が高いのが特徴です。聴力と言葉の発達は強く関連していて、早期に発見し、補聴器等を使用し聴覚の活用を促し、言葉の発達を促すことが重要です。

聾学校の教育相談では、乳幼児期からの早期の相談が多いことも特徴の一つです。

<5歳児健診>

3歳児健診までに発達の問題を指摘されなかった軽度の発達の遅れや偏り、対人関係の問題を明らかにすることなどを目的として、一部の市町村で実施しています。

また、検診とはせずに希望者を対象とした「5歳児相談」を行っている市町村もあります。

* コラム * 聾学校の教育相談

教育相談は、たくさんの機関とのつながりの中で行われています。

Aさんがはじめて教育相談に訪れたのは、5才でした。言葉の遅れの原因が難聴だと分かり、教育相談に来ることになったのです。

私はこの時に、Aさんは今まで、いろいろな機関とつながってきたことを知りました。通園していた保育園の保育士、1.6歳児健診や3歳児健診の保健師、ことばの教室の先生、難聴や補聴器のことで関わる病院の医師や言語聴覚士。たくさんの人たちがそれぞれの持ち場で、Aさんと保護者を支援してきたのでした。そこに私たち聾学校の教育相談も加わるようになったのです。

私たちは定期的に、聞こえや言葉のフォローをしながら教育相談を重ねました。その中で、保護者を中心とした関連機関とのつながりや広がりが増えていくことがわかりました。保護者を通じて保育園や医療機関での様子や情報を知ることもできました。

また、ここでの相談の内容についても保護者が他機関へ伝えてくださったのでしよう。新たに、就学に向けた小学校での教育相談にもつながりました。実にたくさんの人からの応援を受けて、Aさんは小学校へ入学することとなりました。

入学後の教育相談のことです。Aさんと保護者、それに小学校の担任も一緒においでのになりました。また一つ、支援の輪が広がりました。その後、Aさんの小学校での様子や自宅での様子などをみんなで話すことができました。また、Aさん自身からも、学校での学習や困りごとなど、いろいろな話を聞くことができたのです。

これまでは、保護者が中心になってつなげているようでした。しかし今では、Aさんを中心として、支援機関がまとまってきているように感じました。

Aさんの成長と共に、支援のつながりがステップアップしたように感じました。

(特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

- ・ **難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について（通知）**（令和4年2月 厚生労働省・文部科学省）

- ・ **改訂版乳幼児健康診査身体診察マニュアル**
（令和3年3月 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター）



- ・ **乳幼児教育相談 Q&A**
（平成31年3月 公益財団法人 聴覚障害者教育福祉協議会）



- ・ **吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく「チェックリスト」活用マニュアル**（平成31年3月 厚生労働省）



幼児期の教育相談

キーワード

情報の共有 幼稚園等との連携

<他機関との連携>

幼児に限りませんが、障害のある子供たちやその保護者は、様々な機関やサービスを利用しているケースが多いため、保護者の相談内容等、必要に応じて他機関と情報共有することで、他機関での支援内容や今後の**支援の方向性を確認**できる、円滑な支援につながります。

特に、幼稚園等に通っている場合は、担任の先生もかかわり等に悩んでいるケースもありますので、情報共有することで園での生活や支援が円滑に進むこともあります。

通っている幼稚園等と情報交換等を行う場合は、事前に保護者に説明し、了解を得るなど、個人情報の取扱いには注意が必要です。また、幼稚園等へも情報交換の趣旨などを説明し、理解を得た上で行うことが必要です。

なお、幼稚園等から子供の支援について一緒に考えたいと相談を受けた場合は、「特別支援教育巡回相談」について紹介し、活用を勧めることも一案です。



<相談支援ファイルの活用>

初めて教育相談に来た際、保護者の方から子供の成長や発達の様子を聞くことが多いと思います。特に、他の相談機関等を利用していない保護者の場合、どこから何を話せばよいのか戸惑うことも少なくありません。逆に、他の相談機関等を利用している保護者であれば、初回の相談時には**どの機関でも同じような項目**について聞かれることに嫌気がさしていることも少なくありません。

青森県教育委員会では、相談者本人や家族への必要な支援がスムーズに行われるように**教育、医療、保健、福祉、労働等の情報を1冊にまとめる**ことができるよう「相談支援ファイル」を作成しています。

相談支援ファイルの主な内容は、以下のとおりです。

- ・本人・家族に関する記録
- ・かかりつけの医療機関、福祉サービス等の情報
- ・成長の記録
- ・病院の受診履歴、相談歴
- ・相談等の記録



相談支援ファイルは、**本人や保護者が所持し**、必要に応じて内容を追加したりすることができるようになっていています。場合によっては、相談初回時に話を聞きながら必要な部分を相談者と一緒に作成し、保護者に渡すなどの工夫をすることで保護者も負担なく活用できます。

初めて教育相談を担当する場合、保護者からどんな情報を得るとよいかの参考にもなります。

コラム 関係機関との連携

未就学児の相談をするときに、在籍する園（所）と保護者との間に、対象児の理解をめぐって認識にズレが生じている場合があります。当然ですが、園と保護者間にはお互いに対する遠慮も少なからずあって、情報共有することがとても大切になります。その時に相談者が仲介役になってそれぞれ忌憚のない話合いを行うことが出来れば、双方納得し対象児への適切な対応が進んでいくのではないのでしょうか。

Aちゃんはとても大人っぽい表現でお話してくれますが、発音がはっきりしないので、お話がなかなか相手に伝わりません。園長先生も心配されており、早めの相談を勧めていました。お母さんも発音と滑舌の悪さは気になるので相談を受けました。検査担当者から、「全体的にほぼ年齢相応で発音と滑舌の問題だけでしたが、話題が突然変わったり拡散したり、内容が分からないと聞き取れないことが多いので早めに言語専門の方に相談してください。」とのことでした。

お母さんは助言を受け言語の指導を受けることにしましたが、なかなか思い通りに発音の改善が進まず、こども園でのAちゃんの状態にも大きな変化が現れないので、こども園・支援機関・保護者の間それぞれに不信感が募ってきました。

ここで確認したいのはそれぞれの想いでした。園としての願いは単なる発音の改善だけでなく、指導者の話をしっかり聞いて、指示通りの行動が取れるようになってほしい。家庭では話の内容が定まらず理解できなくて困る。双方の想いとしてコミュニケーション活動全体に対しての支援が必要であるということが確認されました。

相談場面では表面的な問題がクローズアップされがちですが、このように各機関や家庭の状況を共通理解し、本当に支援が必要な部分はどこなのか、適切なアドバイスをしたいものです。

また、子供が在籍する機関の方は保護者に対して、ストレートなものの言い方はできないものです。そこで、私は保護者の方が少しでも子供のことが気になるようなら、「お母さんの方から園での様子を聞くと、相手も言いやすくなると思いますよ。」とアドバイスしています。

(エリアアドバイザー)



参考資料

- ・ 相談支援ファイル（平成 23 年 青森県教育委員会）



- ・ 特別支援教育巡回相談員の要請の手続（青森県教育委員会）



- ・ 青森県発達相談ガイドブック

（令和 4 年 3 月発行予定 青森県障害者支援センターすてっぷ）

就学相談

キーワード 早期からの相談 市町村教育委員会 居住地校交流

<就学前の幼児の場合>

就学先を決定するのは、その子供が住んでいる**市町村教育委員会**になります。

基本的に、決定までは右の図のような流れで進みますが、時期等についてはそれぞれの市町村教育委員会で**多少異なります**。まずは、通っている幼稚園等の先生や市町村教育委員会に相談することを勧めましょう。

特別支援学校に入学を希望する場合、就学先決定後に各市町村教育委員会から県教育委員会に通知が届いた後、入学する特別支援学校から保護者へ1日入学のお知らせなどが通知されます。また、入学後、居住する地域の小・中学校で**居住地校交流**^{*1}を行うことができますので、就学に向けた面談等で希望の有無を伝えるように勧めましょう。

* 1居住地校交流：「青森県交流籍制度」23ページを参照。

就学先の決定については、本人や保護者が十分に学校の様子などを理解して選択できるよう、早目に市町村教育委員会に相談に行くことや、実際に**学校見学等に行く**なども効果的です。

<小・中学校に在籍している場合>

小・中学校に在籍していて、「通級指導教室を利用したい」、「通常の学級から特別支援学級へ在籍変更したい」、「特別支援学級から特別支援学校へ転校したい」という場合、まずは**学級担任に相談**することになります。

特に**特別支援学校への転学**については、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならない、学びの場の変更について教育支援委員会等の助言を得るなどする必要があります。

また、特別支援学校と小・中学校は設置者が異なるため、事前に相談するなど密接に連携を図りつつ、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが大切です。

<主な手続きの流れ>



相談にのってみよう



ケース 05 担当している幼児の保護者が、就学先等について希望や意見を言ってよいのか心配しています。どのように対応すればよいのでしょうか。

就学までの流れを説明し、市町村教育委員会や学校等の担当者との話合いで、就学先や必要な教育支援の内容について、本人や保護者の思いや願い、意見を直接話すことができることを伝えましょう。

また、本人や保護者の意見は最大限尊重されるとともに、教育的ニーズや必要な支援について、お子さんや保護者と市町村教育委員会、学校それぞれが納得できるように話合いが行われ、就学先や教育支援の内容が決定されることも合わせて説明することも大切です。



参考資料

- ・ **障害のある子供の教育支援の手引** ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）



- ・ **障害のある子供の就学事務について**
～基本的な考え方と関係様式の作成～（平成26年3月 青森県教育委員会）



- ・ **すべてのお子さんが十分な教育を受けるために** - 就学手続や早期からの一貫した支援について -（平成27年3月 青森県教育委員会）



第4章

幼稚園等・小学校・中学校への支援

校内における支援体制

キーワード 校長のリーダーシップ 特別支援教育コーディネーター

平成 19 年 4 月に文部科学省より出された「特別支援教育の推進について」において、特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」と明記されています。

各学校における特別支援教育を行うための**体制の整備及び必要な取組**として、以下の 6 点を挙げています。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

また、校内体制の整備を行うだけでなく、組織として十分に機能するようにするために、特別支援教育実施の責任者としての**校長のリーダーシップ**は欠かせません。

特別支援教育コーディネーターや学級担任だけでなく、**学校全体で取り組む**ことが大切です。

文部科学省が実施した調査結果において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、実態把握など特別支援教育推進のための校内体制は、ほぼ整っているといえます。

今後、更なる体制の充実につなげるためには、上記の 6 点に加えて、以下のような取組も大切です。

- (7) 教員以外のスタッフの活用
(特別支援教育支援員、スクールカウンセラー等)
- (8) 保護者との連携の推進
- (9) 専門家・専門機関との連携の推進
- (10) 進学等における適切な情報の引継ぎ

特に、子供の進学に当たっては、個別の教育支援計画を活用し、在学中に支援してきた内容等を引き継ぐことで、進学先でも円滑な支援が受けられます。そのためには、保護者へ丁寧に説明し、連携していくことも大切です。

◆ 関連項目 ◆



◆ 時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つ Q & A (第 1 版) より (青森県総合学校教育センター)

Q33 ケース会議を開くことになりました。何を準備すればよいですか？



* コラム * 管理職の役割の大切さ

「本校では、なかなか全校体制での特別支援教育の実践ができない」、「どこまで対応していけばいいかわからない」、「保護者の希望が多すぎてどうすればいいかわからない」等、一部の教職員が一生懸命対応策を講じているが、なかなか結果が出ない声を多く聞いてきました。そのほとんどは管理職が積極的に関わってくれない、校内体制を整えてくれないとの心の声を訴えているようでした。

ある小学校の校長先生は、全く特別支援教育の知識がないため、飛び込みのような形で地域の特別支援学校の校長に助けを求め、即日訪問し指導状況を見学しながら休みなく質問を続け、満足した形で学校に戻っていきました。その年はその小学校から様々な形の相談を受けることになりました。ただ校長が異動すると……。

ある高等学校では、管理職が中心となり市町村や地域の小中学校との連携を強め、地域全体で生徒を育てていこうとする体制づくりを進めていました。

このように特別支援教育の経験がない管理職でも、校内の教職員の関係性を円滑にしたり、保護者や校外の専門機関との連携を推進したりすることで特別支援学級の担任を支援し、校内体制を整えていくことは可能です。校内に特別支援教育のベテランの先生がいる場合でも、管理職として教職員の話に耳を傾け、ともに特別支援学級の運営や校内体制について考えるという姿勢が、教職員にとっては大きな支えになります。管理職の特別支援教育に対する取組への意識や方向性により、学校全体の雰囲気は左右されます。管理職の積極的な姿勢により安心感が学校全体に広まり、幼児児童生徒や保護者、地域での学校の特別支援教育への取組に対する信頼が高まっていくことを願っています。
(エリアアドバイザー)



参考資料

- ・ 冊子「青森県の先生の「困った」を「よかった」に変える支援ヒント集【改訂版】」を活用した校内研修モデルの開発

(令和3年3月 青森県総合学校教育センター)



- ・ インクル「COMPASS」ガイド

(令和3年2月 国立特別支援教育総合研究所)



- ・ 特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援するために学校全体で取り組む校内支援体制の充実を目指して

(平成29年3月 青森県教育委員会)



- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン (平成29年3月 文部科学省)



個別の教育支援計画

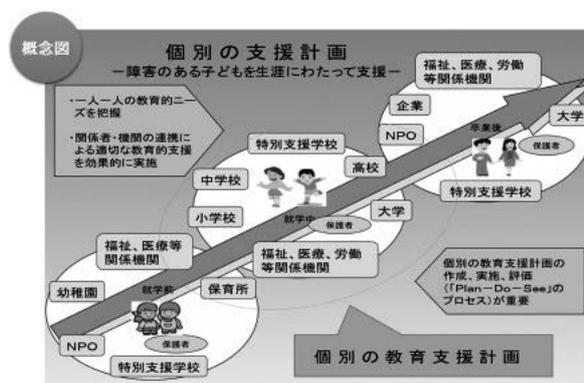
キーワード

保護者の参画 関係機関との連携 引継ぎ

個別の教育支援計画は、学校教育法施行規則において、特別支援学校、小・中学校特別支援学級に在籍する幼児児童生徒及び小・中学校等で通級による指導を受けている児童生徒に対して作成しなければならないものとして定められているものです。

小学校学習指導要領解説 総則編には、「平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、**教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促す**ため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。」とあります。

特別な支援を必要とする児童生徒等に対して提供されている「**合理的配慮**」の内容については、「個別の教育支援計画」に明記し、**引き継ぐことが重要**です。



<個別の教育支援計画のポイント>

作成に当たって、以下のような4つのポイントが挙げられます。

（1）保護者の参画

保護者を重要な支援者と位置付け、保護者の意見を十分に踏まえます。また、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図ります。

（2）関係機関との連携

関係機関相互の専門性と支援の内容を確認し、役割を明確にします。

（3）具体的な支援内容の設定と評価

関係機関での支援内容の変更等を把握し、支援目標、内容、方法、合理的配慮等の修正も含めて一貫した支援を提供できるようにします。

（4）個別の指導計画への反映

総合的な計画としての個別の教育支援計画を踏まえ、指導の具体化を図るための個別の指導計画を作成します。

「青森県教育支援ファイルの手引き 改訂版」より



相談にのってみよう

ケース06 個別の教育支援計画を作成したいのですが、保護者がなかなか同意してくれません。どのように、説明したら良いでしょうか。

特別な教育的ニーズのある子供が、自立し、社会参加していくためには、教育だけでなく、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取り組みを含め、関係機関等の密接な連携・協力の下に、多様でありながら、一貫した支援が必要です。

保護者の理解が得られるよう、個別の教育支援計画の作成のメリットや具体的な活用方法等について丁寧に説明することが大切です。



参考資料

- ・ **青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版**
(平成 30 年 3 月 青森県教育委員会)



- ・ **特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために** (平成 31 年 2 月 青森県教育委員会)



- ・ **小学校学習指導要（平成 29 年告示）解説「総則編」**
(平成 29 年 7 月 文部科学省)



- ・ **発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン** (平成 29 年 3 月 文部科学省)



- ・ **障害者基本計画** (平成 14 年 12 月 内閣府)
※現在は、第 4 次計画 (平成 30 年度～令和 4 年度)



個別の指導計画

キーワード

一人一人に応じた目標と内容 教員の共通理解

小学校学習指導要領解説総則編には、「個別の指導計画は、個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など**一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法**を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。」とあります。（中学校、高等学校学習指導要領についても同様に記載）

また、学習指導要領では、各教科等の解説においても障害のある幼児児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。

各学級による留意点は以下のとおりです。

<通常の学級の場合>

各教科等の指導について具体的な計画の作成に**努める必要**があります。

<通級による指導>

通級による指導について、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間や担当教師間の連携を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

<特別支援学級>

特別支援学級における各教科等の指導では、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成することとなります。

特に、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合は、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、**一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要**です。

<作成のポイント>

個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、2つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、**共通理解を図る**ことが必要です。

個別の指導計画は、**全教員の共通理解の下**、幼児児童生徒一人一人に応じた指導を一層進めるためのものです。また、学級担任が一人で作成するのではなく、目標や指導方法等を**校内委員会で検討**するとともに、特別支援教育コーディネーターの助言を受けて作成することが必要です。作成後には、定期的に評価を行い、適宜、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行うことが重要です。

学校組織の中で担任する教員が孤立することのないよう、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進め、各計画についての理解や認識を深めることが重要になります。



相談にのってみよう

ケース07 初めて個別の指導計画を作成しましたが、指導目標や指導内容について不安があります。

個別の指導計画の作成については、「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を参考にしましょう。

また、個別の教育支援計画の目標等を踏まえ、学級担任一人に任せきりにならないよう、特別支援教育コーディネーターと連携しながら幼児児童生徒に関わる教員が協力して検討・作成するようにアドバイスしましょう。



参考資料

- ・ **青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版**
(平成 30 年 3 月 青森県教育委員会)



- ・ **特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編**
(平成 30 年 3 月 文部科学省)



* コラム * 幼稚園等に通う障害のある幼児などへの指導

幼稚園や幼保連携型認定こども園（以下、「幼稚園等」という。）においては、障害のある園児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育及び保育を行うこととなっています。

幼稚園等において障害のある幼児などを指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、発達を全体的に促していくことが大切です。

幼稚園等においても小・中学校等と同様に、園長のリーダーシップの下、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な園運営に努める必要があるとされています。

また、幼稚園教育要領等では、障害のある園児などの指導に当たっては、個別の教育及び保育支援計画、個別の指導計画を作成し、活用に努めることとされています。

◆ 関連項目 ◆



- ◆ 時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つ Q & A（第 1 版）より（青森県総合学校教育センター）

Q23 個別の指導計画は、複数の教員で作成したほうがよいと思いますが、なかなか時間の確保が難しいです…。（他 Q24～29 も関連）



通常の学級への支援

キーワード

学級経営

分かりやすい授業

行動の記録

通常の学級には、学習上又は行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等が **6.5%程度の割合で在籍**していることが明らかになっています(平成24年文部科学省調査)。

通常の学級の担任・教科担任についても、特別支援教育に関する研修の積極的な受講により、発達障害も含めた様々な**障害に関する知識を深める**とともに、児童生徒等の**つまずきや困難な状況等の背景を正しく把握**できるようになることで、**適切な指導や必要な支援**につなげていく力を身に付けることが期待されています。

また、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等のつまずきや困難な状況を早期に発見するため、児童生徒等が示す様々なサインに気付くことや、その**サインを見逃さない**ことが大切です。

行動面で気付きやすいものから、学習面で気付きやすいものなど様々ありますが、気になる子供については、**行動の記録を蓄積**することで、背景を探る手がかりとなります。

行動の記録は、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」、あるいは「上手くいっているときはどんな時か」を観察することから始まります。

通常の学級において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに、①**温かい学級経営**及び②**分かりやすい授業**を行うことが前提となります。

①温かい学級経営で大切なこと

- ・障害への偏見や差別を解消する教育を推進することを通して、児童生徒等が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むように工夫する。
- ・教員自身が、支援に必要な児童生徒等への**関わり方の見本**を示しながら、周囲の児童生徒等の理解を促していく。

②分かりやすい授業

特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することで、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等だけでなく、全ての児童生徒等にとって有効です。

言葉だけを使うよりも、次のような授業スタイルが全ての児童生徒等に有効です。

- ・授業のねらいと内容を明確にした上で、めあてや学習の流れ等を板書やその他の方法で視覚化する。
- ・授業の開始、終了時刻を事前に伝える。
- ・発表のルールを明示するなど、話し方や聴き方を提示する。
- ・教室内の座席配置や環境を工夫する。

小・中学校等の「学習指導要領解説」における各教科等の解説では、学習活動を行う場合に生じる **10の困難さ**について記載されています。



相談にのってみよう

ケース08 授業中の行動がとても気になる子供がいますが、障害の診断はどこでできますか。

障害の診断を行うことができるのは、医師のみですので、該当する病院での診察が必要となります。ただし、通院するかどうかは、保護者や本人が判断することとなります。また、障害の診断を受けることについては、心理的負担が大きいため、学校等での様子のみから、安易に「障害がある」などと決めつけたり、保護者へ話したりするなどの言動には特に注意が必要です。

まずは、学校の様子を保護者と一緒に共有することから始めましょう。

また、教員が支援するヒントを得る目的で青森県総合学校教育センターが作成した「気づきのためのチェックリスト」を活用して、子供の実態把握し、支援を検討することも有効です。



参考資料

- ・ 青森県の先生の困ったをよかったに変える支援ヒント集【改訂版】（令和2年3月 県総合学校教育センター）



- ・ 生徒指導リーフ「発達障害と生徒指導～自尊感情への配慮～」（令和2年6月 国立教育政策研究所）



- ・ 気づきのためのチェックリスト（青森県総合学校教育センター）



- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 第3部学校用（P.33～）（平成29年3月 文部科学省）



◆ 関連項目 ◆



◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A（第1版）より

Q17 教室の整理、机の配置等、子供が集中しやすい環境の作り方が分かりません。コツが知りたいです。（他、Q19～22も関連しています。）



通級による指導

キーワード

通常の学級との連携 自立活動 個別の指導

<通級による指導>

学校教育法施行規則第 140 条に基づく、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育形態のことです。

通級による指導は、特別の教育課程として**授業に加えて**、あるいは**一部の授業に替える形**で、障害による学習面や生活面の困難を克服するための指導を受けることができます。

小学校及び中学校の児童生徒については、在籍している学校で受ける場合（自校通級、巡回指導）と他校で受ける場合（他校通級）があります。高等学校については、本県の場合、通級による指導を行っている高等学校に在籍している生徒のみ受けることができます（自校通級）。

<対象となる障害の種類>

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱者及び身体虚弱

※知的障害について**対象とならない**ことに留意が必要です。

（「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）文部科学省平成 25 年 10 月」）

小・中学校の児童生徒が通級による指導を受けるためには、**各市町村教育委員会**において、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認められる必要があります。

高等学校の生徒については、**保護者及び生徒本人が希望**し、校内委員会において通級による指導を受けることが適当であると**認められた場合**に受けることができます。

通級による指導の時間は、小・中学校の児童生徒の場合、年間 35 単位時間から、280 単位時間（週 1 時間～ 8 時間）までを標準とし、学習障害、注意欠陥多動性障害に該当する児童生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間（月 1 時間～週 8 時間）までが標準となります。高等学校の場合は、1 単位から 3 単位となります。

指導については、特別支援学校の**自立活動の内容を参考**とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこととされています。また、指導に当たっては、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が必要**となります。

通級による指導を受けている子供は、大部分の授業を通常の学級で受けていることから、通級指導教室での学習内容や様子等を**学級担任と通級担当**で日常的に情報交換しながら指導に当たることが大切です。



相談にのってみよう

ケース09 通級による指導で、子供の苦手な教科や遅れがちな教科の内容を指導してもよいですか。

通級による指導は、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取扱いながら行うこともできるとされていますが、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とならないように注意しなければなりません。



参考資料

- ・ **初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド**

(令和2年3月 文部科学省)



- ・ **障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A**

(改訂第3版) (文部科学省編著 海文堂出版)

青森県内で通級による指導を受けることのできる学校

(令和3年度通級指導教室設置校)

市町村	<小学校>		<中学校>	
青森市	浪打小学校	長島小学校	浦町中学校	浪打中学校
弘前市	大成小学校	岩木小学校	東中学校	津軽中学校
	福村小学校			
八戸市	城下小学校	湊小学校	第二中学校	第三中学校
	根岸小学校			
五所川原市	中央小学校			
つがる市	向陽小学校			
黒石市	黒石小学校			
平川市	金田小学校			
十和田市	三本木小学校		三本木中学校	
三沢市	上久保小学校		第一中学校	
むつ市	第二田名部小学校			
平内町	小湊小学校			
外ヶ浜町	蟹田小学校			
野辺地町	若葉小学校		野辺地中学校	
七戸町	七戸小学校			
東北町			東北中学校	
三戸町	三戸小学校		三戸中学校	
五戸町	五戸小学校			
階上町	赤保内小学校			
<高等学校>				
県立北斗高等学校		県立八戸中央高等学校		県立尾上総合高等学校

特別支援学級

キーワード

特別な教育課程 自立活動 個に応じた配慮

<特別支援学級の対象>

特別支援学級の対象となる子供の障害の種類は、「知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障害、自閉症のうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情等を総合的に判断し、各市町村教育委員会が特別支援学級において教育を受けることが適当であると決定した者」を対象としています。

※障害の種類及び具体的な程度については、「障害のある子供の就学事務について」(平成26年3月青森県教育委員会)参照。

<特別支援学級の教育課程>

特別支援学級の教育課程の編成に当たっては、学習指導要領において、以下の2点が定められています。

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、**自立活動を取り入れること。**
- (2) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程を編成すること。**

特に、**知的障害特別支援学校の各教科に替える**場合、「特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様に第1章総則第1の1の目標を達成するために、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱う」ことが前提となっていることを踏まえる必要があります。その上で、「なぜ、その規定を参考にするとということを選択した」のか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

学習指導要領解説より抜粋

コラム 巡回相談員を継続して活用した事例

A 小学校の特別支援学級に在籍する児童について、これまで3年間継続して同じ巡回相談員が相談に対応してきました。児童が4年生の後半に差し掛かった頃、以下のような内容の相談依頼がありました。

- ① 読み書きの困難さへの効果的な指導や支援について
- ② 数年後に訪れる高校受験について

これらの相談について、相談員から以下のような助言をもらいました。

【読み書きの困難さについて】

- ・五十音の聴覚法を用いた五十音の熟達課題について、「五十音の暗唱」→「ひらがな五十音の書き取り」→「カタカナ五十音の書き取り」→「特殊音節課題」→「絵を見て話す」といった順番で課題を行うことが有効と考えられます。また、日常的な配慮として、教員がねらいを明確にもち、「内容を理解させる課題」と「読み書きの困難さを改善するための課題」を分けて考えることが大切です。

【高校受験について】

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用しながら、校内委員会等で見直し・改善を図り、それをしっかりと次の学校（A 小学校においては B 中学校）へ引き継ぐことが大切です。（個別の教育支援計画に合理的配慮がしっかりと書かれていることが重要です。）
- ・受験を考えている高校への早めの相談が必要です。受験時の配慮及び入学後の配慮について、中学校の校長先生が高校の校長先生に早めに確認することを勧めます。

巡回相談員との話し合いには、校長、教頭も同席し、特別支援学級の担任とともに助言内容を共有しました。

巡回相談員は、継続した対応によって児童の成長と困難さを把握でき、発達の段階やその時の児童の状態に合ったアドバイスをすることができました。A 小学校にとっても、同じ巡回相談員に訪問していただくことで、定期的に児童の変容や学校の取組の成果と課題を確認し、評価していただけたというよさがありました。

A 小学校では、巡回相談員のアドバイスを全教職員で共有し、児童の日々成長する姿を大切にしながら支援にあたることができました。（教育事務所指導主事）



参考資料

- ・ **聴覚障害教育の手引 言語に関する指導の充実を目指して**
（令和2年3月 文部科学省）



- ・ **知的障害特別支援学級担任のための授業作りサポートキット すけっと**（令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所）



- ・ **インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック**
（令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所）



授業における配慮

キーワード

分かりやすい授業 学級全体への支援

特別支援教育では、子供の学習上の困難さを取り除くために、個別のアプローチが実践・研究され、その効果が実証されてきました。困難のある子供たちに行う手立てを、最初から学級で行えば、子供にとって、**分かりやすい授業**になります。

通常の学級における基本的な支援は、発達障害等の子供のほか、他の子供への支援にもなり、学級全体の学習効果が上がることにつながります。（「通常の学級への支援」40ページ参照）

<配慮や支援の例>

(1) 指示の内容を確実に伝えましょう。

明瞭に、短く、分かりやすく話すことが大切です。

「大切なところ
ノートしてください。」

- 大切なところ？
- ノートする？



「ノートと鉛筆を机の中から出してください。」

「黒板の赤いチョークで書いた部分を書き写してください。」

「数え棒を出してください。」

- いくつ？ ●どこに？
- そしてどうするの？



「数え棒を机の上に5本出してください。」

「出した人は両手をひざの上においてください。」

肯定的な言い方で話すことが大切です。

「廊下を走らない。」



「廊下は歩く。」

(2) 学習に対する意欲を高めるために見通しをもたせましょう。

次の活動を示すこと、授業の見通しをもてるようにすることが大切です。

- ・時間割や一日の活動の流れを表示した予定表やスケジュールボードを見えるところに掲げましょう。
- ・1時間の学習の流れを示しましょう。

(算数の授業例)

- ①1分計算 ②教科書〇〇ページ ③ドリル ④読書など



相談にのってみよう

ケース10 各教科における具体的な配慮とはどのようなものがありますか。

小・中学校等の各教科の学習指導要領解説には、それぞれ学習活動を行う場合に生じる困難さの例と配慮内容が記載されています。

まずは、各教科において、どんな困難な場面があるのか、把握をしましょう。

(中学校教科の例)

教科	困難な場面	具体的な配慮内容
国語	比較的長い文章を書くなど、定量の文字を書くことが困難な場合	文字を書く負担を軽減するため、手書きだけでなく ICT 機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。
社会	地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合	読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。
数学	空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合	空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
理科	実験の手順や方法を理解することが困難である場合	見通しがもてるよう実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。
外国語	英単語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合	語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。



参考資料

- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒を理解・支援するために
【第2集】～学習のつまずきや行動の困難さを理解し支援をするために～
(平成17年3月 青森県教育委員会)



- ・授業のUD(ユニバーサルデザイン)の視点を取り入れた授業づくりについて (平成29年3月 県総合学校教育センター)



自立活動の指導

キーワード

特別な教育課程 個別の指導計画の作成

<自立活動>

障害のある児童生徒等は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、児童生徒等の人間として調和のとれた育成を目指しています。

特別支援学級に在籍する児童生徒についても同様に、教育課程に取り入れることとなります。

自立活動における目標（学習指導要領解説 自立活動編 P.48、49）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成され、6区分 27 項目にまとめられています。

また、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の子供の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために**必要な項目を選定して取り扱う**こととなります。よって、子供一人一人に**個別の指導計画を作成**し、それに基づいて指導を行う必要があります。

<目標設定及び指導内容>

学習指導要領（及び解説）に記載されている内容を全て取り扱わなければならない訳ではないことに注意が必要です。

具体的な指導内容は、以下の流れで設定することができます。

（手順の一例）

- ① 個々の児童生徒等の実態を的確に把握する。
- ② 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- ③ 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- ④ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 2 の内容（6 区分 27 項目）から、個々の児童生徒等の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- ⑤ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。



相談にのってみよう

ケース11 自立活動の指導内容を設定する際に気を付けるべきことはありますか。

自立活動の指導は、子供が自己の理解を深め、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す学習です。

指導内容を設定する際には、「主体的に取り組む内容」「改善・克服の意欲を喚起する内容」「発達の進んでいる側面を更に伸ばすような内容」「自ら環境と関わり合う内容」「自ら環境を整える内容」「自己選択・自己決定を促す内容」「自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような内容」に配慮しながら設定することが大切です。



参考資料

- ・ 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編
(平成 30 年 3 月 文部科学省)



- ・ 自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう
(令和 2 年 5 月 国立特別支援教育総合研究所)



◆ 関連項目 ◆

	<p>◆時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ & A（第1版）より（青森県総合学校教育センター）</p> <p>Q10 自立活動の指導目標は、どうやって決めればよいのですか？（Q11～16も関連）</p>	
--	--	--

進路に関する相談

キーワード 早い段階からの相談 合理的配慮の申請 適切な引継ぎ

障害のある生徒が、将来の進路を**主体的に選択**することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。

<特別支援学校の受検に当たって>

特別支援学校への進学を希望する場合、高等学校の教育課程や学習内容等が異なる部分も多いため、保護者及び本人が進学後の生活や学習のイメージをもてるよう、**学校見学**や**授業体験**などを重ねることが大切です。特別支援学校では、学校公開や授業体験会などを6月～10月に開催しています。

また、受検の前に「**入学相談**」をする必要があります。保護者及び本人と一緒に見学に行くことで、学校の雰囲気や授業内容等について共有することができます。

学校公開等については、各特別支援学校ホームページに掲載しています。また、入学相談や学校見学については、随時受け付けていますので、進学を考えている特別支援学校へ直接電話で申し込む必要があります。

<高等学校の受検に当たって>

県立高等学校への進学を希望する場合、入試の際に配慮が必要な場合は、主に以下の手続きが必要となります。(各年度の入学者選抜要項に手続き方法が載っています。)

- ① 校長から直接、受検先の県立高等学校へ事前に入試における配慮が必要であることの旨を連絡する。
- ② 「身体等の状況の記録」を作成し、健康診断書など「身体等の状況の記録」に記載した内容を証明する書類を添付して提出する。
- ③ 申請した配慮への対応の可否について、申請した高等学校より後日連絡がある。

入試に対する配慮については、中学校在学中に日常の授業や定期試験等でどのような配慮がされてきたかという積み重ね(実績)が大切になります。

試験等における配慮を考える際には、「配慮することでその生徒の力が発揮される」だけでなく、出題意図や他の生徒との公平性が保たれる必要があります。

各種検定等においては、合理的配慮の申請が可能であり、その内容が予め公表されていますので、参考にしたり、特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育巡回相談員制度を活用して助言を得たりしながら、合理的配慮について検討することが大切です。

<入学が決定した後は…>

高等学校(特別支援学校高等部)へ入学後、生徒の環境は大きく変わります。新しい環境で、スムーズな学校生活を送るためには、進学先へ中学校での**支援内容等を適切に引き継ぐ**ことが大切です。そのためにも、個別の教育支援計画を作成する際には、予め進学先への引継ぎや活用方法などについて**保護者へ伝えておく**ことが大切です。



相談にのってみよう

ケース12 担任している生徒が県立高等学校への進学を希望しています。入試の際の合理的配慮をお願いするには、誰に相談すればよいですか。

高校入試に関する合理的配慮の申請については、その年に出される「青森県立高等学校入学者選抜要項」に従って必要な手続きを行うこととなります。

最初に、在籍している中学校長から受検を希望する高等学校長へ相談することとなるため、入学者選抜要項に手続きが書かれていることを学級担任等と一緒に確認した上で、まずは管理職に相談しましょう。



参考資料

- ・ 青森県立高等学校入学者選抜要項
- ・ 青森県立特別支援学校入学者選抜要項

- ・ 特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために（平成30年2月青森県教育委員会）



* コラム * 難聴特別支援学級担任からの進路相談

初めて難聴特別支援学級を担当した先生から相談を受けた事例です。担任が保護者と面談を行った際、保護者の悩みは大きく二つあり、一つは学習支援について、もう一つは進路についてでした。担任の先生は、保護者の不安を払拭することができずとも悩んでいる様子でした。

相談を受けた巡回相談員は、事前に保護者のニーズについて確認する機会を設け、デジタル補聴援助システムの基本的な使用方法について資料を整えました。また、学校生活の様子や学習場面での困り感について情報を得た上で相談に臨みました。

1回目の相談では、特別支援学級及び交流学級での授業を参観するとともに、担任には箱形補聴器を渡し、聞こえ方の体験も行いました。その上で、基本操作とともに、実際の操作等に生じる困りや活用場面について共通理解しながら、必要な手立てについて話し合うなど、実演を交えながら確認することができました。

学習場面については、聞き取ってから内容を書くという流れが苦手であることが分かりました。そこで、練習を重ねることが必要だということ共通理解しました。同様に、デジタル補聴援助システムを使用する各教科担任、学年教職員等に正しい使用方法を伝え、共通理解を図るよう勧めました。また、志望校が決定した後は、本人が高校側へデジタル補聴援助システムについての使用方法を説明できるよう、準備をしておく必要があることを伝えました。具体的には、面接練習に加え、受検当日は、面接官にデジタル補聴援助システムを渡し使用してもらうための練習を行うことを本人と確認するよう伝えました。進学に伴う書類の書き方についても、必要に応じて説明しました。

2回目の相談時には、保護者が悩んでいたことに対して根拠をもって回答することができ、具体的な支援方法を相談しながら少しずつ信頼を得られるようになったと報告してくれました。

（教育事務所指導主事）

保護者との連携

キーワード

情報共有

信頼関係

心情理解

障害のある幼児児童生徒に限らず、保護者の理解や協力はとても大切です。特に障害等の特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒にとって、円滑に学校生活を送るためには欠かせません。

教育上特別の支援が必要な児童等に、保護者と**信頼関係**を築き、協働で支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。

通常の学級の担任は、学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることに気付いた場合、**保護者との情報共有を行うことが重要**です。

保護者は、児童等の困難さやつまずきへの気付き方や障害に対する理解・考え方が一人一人異なりますので、**保護者の思いや考え方**を考慮する必要があります。

その上で、教育上特別の支援を必要とする児童等の学校での状況や、取組、変更等を丁寧に、**誠意をもって伝えて**いきます。

そして、児童等の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、**学校と家庭が同じ目標で取り組める**ようにしていきます。

目標や支援内容を伝える際は、特別支援教育コーディネーターと事前に相談、確認することが大切です。

<連携のポイント>

学校生活において、行動面・学習面などについて気になる子供の様子をどのように保護者に伝えたら良いか悩む教員は多いと思われます。保護者と連携する際、大切にしたい点は、以下の4点です。

- (1) 保護者と向き合うこと
- (2) 障害のある（又は困難さがある）幼児児童生徒の親である保護者の心情理解に努めること
- (3) 価値観、家庭の実際に置かれている立場を理解し考慮すること
- (4) 教師、保護者の立場を十分に考えた付き合い方をすること

子供は、学校と家庭での様子が異なることもあります。ですから、学校と家庭での様子について情報交換し、把握に努めることが大切です。また、保護者や本人が**障害を受容**するには、一人一人個人差があり、多くの時間を要したり多くの葛藤を行き来したりします。特に、本人や保護者が困っていないのにも関わらず**安易に障害名**を口に出したり、病院等への受診を勧めたりすることなどは**不信感**につながることもありますが、病院への受診については、話題になることもあります。本人や保護者のニーズに合わせて、慎重に行うことが大切です。

* コラム * 保護者との関わりで大切にしていること

聾学校での聴覚障害のある子供への教育相談は、生後早い段階から開始することが多いです。聞こえに何らかの問題があるかどうかを調べるための「新生児聴覚スクリーニング検査」が概ね生後1週間以内に産院で実施され、聞こえに問題がないか、さらに精密検査が必要かについて判断されます。精密検査が必要になった場合、詳しい検査ができる病院を紹介され、受診することになります。そして、その病院で聴覚障害の確定診断が出ると、病院から聾学校の教育相談を紹介され、聾学校での教育相談が始まります。

初めて教育相談に来る保護者は、一様に不安な表情でやってきます。生まれてすぐ我が子は耳が聞こえていないかもしれないと言われ、不安を抱えたままの育児、病院受診となり、不安を解消する機会がほとんどないのが現状です。そのため、聾学校の教育相談ではまずは保護者が抱えている不安に寄り添い、丁寧に説明をしていくことから始めています。教育相談は大体60分前後で行いますが、初回相談では時間に余裕をもって90分前後を予定します。赤ちゃんをあやしながら「今日はママと来たのね」と話しかけたり、保護者には「ミルクはたくさん飲んでる？」などと聞いたりして、雑談のように話していきます。そうすることで、保護者は我が子への接し方や聴覚障害について少しずつ分かってきます。すると、最初は口数が少なかった保護者も少しずつ話し始めてくれます。保護者の中には、「ただただ不安で、何を聞いたらよいか分からなかった」「こんなことを聞いてもよいのか分からず質問できなかった」「この子の将来がどうなるのか、不安だった」などと話す方もいました。相談担当者には、聴覚障害に関する基本的な知識はもちろん必要ですが、まずは、育児や将来に不安を抱えている保護者の立場に寄り添うことが大切です。それまでの辛かった思いに耳を傾け、いつでも相談してもよいと思ってもらうことから相談は始まります。初回相談が終わり、帰るときに「来て良かった」と言って、すっきりした表情で帰ることができるよう、これからも保護者の思いに寄り添った相談を心がけていきたいです。

(特別支援学校地域支援部主任)



参考資料

- ・ 障害のある子供の教育支援の手引き (令和3年6月 文部科学省)



- ・ 生徒指導提要 (平成22年3月 文部科学省)



- ・ 障害のある子どもの教育相談マニュアル

(平成29年 国立特別支援教育総合研究所 ジアース教育新社)

◆ 関連項目 ◆



◆ 時々サクッと読み返したくなる！特別支援学級・通級指導教室の授業づくりに役立つQ&A(第1版)より(青森県総合学校教育センター)

Q29 個別の指導計画の評価を保護者にどのように説明すればよいのでしょうか？



コラム 医療的ケア

医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で**日常的に継続して行われる、医行為**を指します。病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれません。

主なものとしては、喀痰吸引や経管栄養、導尿、インスリン注射などがあります。

主な医療的ケア



喀痰吸引



経管栄養



インスリン注射

医療的ケアの実施者は、主に、医師、看護師、介護福祉士、医療的ケア児本人、保護者、認定を受けた教職員などですが、医師以外が実施するには以下のように、様々な要件があります。

- ・看護師・・・医師の指示の下、行うことができます。主治医からの「指示書」による指示によりケアを行います。
 - ・介護福祉士・・・一定の研修を修了し、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。
 - ・教職員・・・法律に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、県知事に認定を受けた場合、医師の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。
- ※学校において、介護福祉士及び認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行う場合は、県知事の登録を受ける必要があります。

小学校等においては、**学校に配置された看護師等**が医療的ケアを行い、教職員はそれをバックアップすることとなります。教職員は、学校において行う教育的意義や必要な衛生環境について理解するとともに、日常的に医療的ケア児の健康状態の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行い、緊急時にはあらかじめ定められた役割分担に基づき対応するなどのバックアップが重要です。

また、教職員は、看護師の管理下において、医療的ケア以外の支援（衣服の着脱の手伝いや、姿勢保持等の補助など）は可能であり、教職員と看護師等が連携して支援に当たることが大切です。

令和3年6月に制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、**保護者の付添いなく学校へ通学**できるように支援することが責務となりました。



参考資料

・小学校等における医療的ケア実施支援資料

（令和3年6月 文部科学省）

第5章

高等学校への支援

高等学校における特別支援教育

キーワード

校内支援体制の充実 外部機関と連携した支援

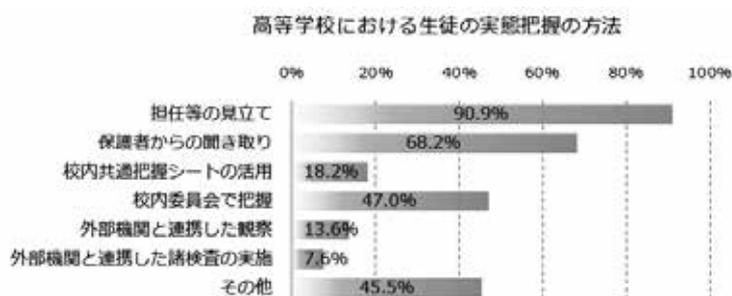
<校内支援体制の現状>

高等学校においても、特別な支援を要する生徒一人一人を支援するためには、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名により校内支援体制を整備し、**学校全体で取り組む**ことが大切です。

県内の県立高等学校では、全ての学校に校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されています。小・中学校と異なり、特別支援学級が設置されていないことから、教頭をはじめ、**養護教諭**や**保健主事**など様々な教職員が特別支援教育コーディネーターを担っていることが特徴的です。

また、**実態把握**は「担任、特別支援教育コーディネーター等による観察」を行っている高等学校が多く、その他「保護者からの聞き取り」や「校内委員会で収集した資料を元に把握」など**複数の方法**で把握しています。

さらに、「hyper-QU」や「アセス」などを生徒に実施したり、スクールカウンセラーと連携したりするなど複数の方法で把握している学校も多くあります。



(令和3年度特別支援教育コーディネーター連絡協議会資料より)

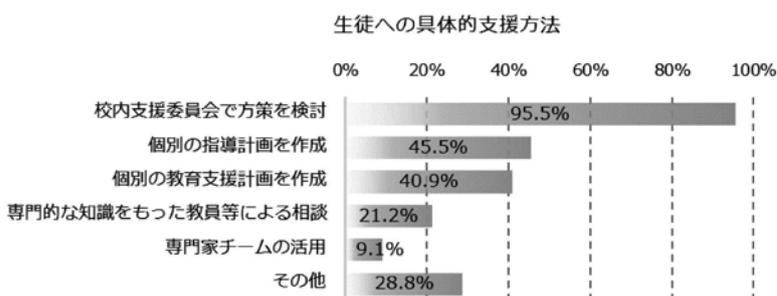
<具体的な支援>

支援が必要な生徒について、ほとんどの高等学校で校内委員会を実施し、方策等を検討しています。また、**約4割程度の学校で個別の教育支援計画の作成や個別の指導計画の作成**をしています。その他、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、発達障害者支援センター等の**外部人材等を活用**して、具体的な支援方法について助言等を得ている学校もあります。

特別支援教育巡回相談の派遣依頼は、令和元年度1件、令和2年度13件でした。相談内容等は、生徒への**具体的な支援方法**についての助言のほか、特別支援教育に関する**校内研修会の講師**（主な研修テーマ：合理的配慮について、個別の教育支援計画等の作成について、進路指導について等）の依頼も多くあります。

活用した高等学校からは、「生徒の困難さと具体的支援について知ることができた」、「作成した個別の教育支援計画に具体的なアドバイスをもらい有効だった」などの感想が聞かれました。

個別の教育支援計画を活用し、**他機関と連携**することで、生徒への支援を充実させることができる上に、**教員の専門性も向上**させることができます。



(令和3年度特別支援教育コーディネーター連絡協議会資料より)

相談にのってみよう



ケース13 入学時、中学校からは特に引継ぎがありませんでしたが、徐々に学習面で支援が必要になっている生徒がいます。これからどのように対応すればよいでしょうか。

まずは、保護者から中学校での学習の様子等について情報を得ることが大切です。その他、関わっている教員全員で実態を共有したり、中学校での支援内容について再度情報収集したりすることで、適切な支援へつなげることができます。



参考資料

・ **みんなで支える特別支援教育 高等学校教員のために**

(平成19年4月 青森県教育委員会)



・ **みんなで支える特別支援教育 高等学校教員のために Ver.2**

(平成20年 青森県教育委員会)



コラム 高等学校における特別支援教育

「本校では特別支援教育に該当する生徒はいません」、「高等学校は義務教育ではないので対応できない生徒の入学は難しいです」等、高等学校においては特別支援教育について消極的な声が多く聞かれていた時期がありました。しかし、小・中学校等における実践の状況を受け、本県高等学校においても、高等学校特別支援教育体制強化事業を経てからは大きな変化を感じるようになりました。

例えば、A高校では、特別支援学校教諭免許状の所持教員が中心となって、授業のユニバーサルデザイン化をはじめとして、特別支援教育について積極的に情報を収集・発信し、校内教職員の特別支援教育の必要性の共有とともにそのための資質向上に努めていました。また、B高校では、管理職の強力なリーダーシップの下、特別支援教育の必要性の共有とともに学校独自の実態把握シートを用いて、生徒の実態把握を進め、個別の指導計画等の作成・活用に役立てはじめていました。

このような高等学校の取組をみると、高等学校における特別支援教育の必要性を、教職員間で十分に共有することが特に大切だと言えます。授業のプロとして、各教員が工夫し実践する授業のユニバーサルデザイン化は生徒たちにも大きな変化をもたらします。生徒が落ち着いて授業に参加できるようになることは、生徒にとって学校が居心地の良い環境となり、教員にとっても「取り組んでよかった」と実感できる場になります。自分たちの取組により特別支援教育とはこういうことなのだ理解し、その必要性を感じることで関心が高まり、さらに学校生活全てにおいての特別支援教育の充実にもつながっていくことでしょう。高等学校は、生徒の実態も多様であり、学校が抱えている課題も様々です。この方法でやればうまくいくという確固たるものはないでしょうが、地域や学校の特色を生かしながらの取組を進めていくことで、個々の教職員の大きなやりがいにつながり、この教育の必要性の共有が学校全体での大きなうねりとなっていくことを願ってやみません。 (エリアアドバイザー)

進路指導(進学編)

キーワード

早い時期からの相談 合理的配慮の申請

<大学入学までの主な流れ>



近年、大学には「障害学生支援室」等が設置され、障害等に伴う修学・生活上の困難に関する相談や学内の関係部署と連携・調整し対応している大学も増えています。

進学を希望する障害のある生徒については、志望する大学が、受験時だけでなく、入学後の配慮について、**事前に情報を得る**ことが大切です。

大学によっては、受験時の配慮申請について事前に相談が必要な場合もありますので、オープンキャンパスや大学説明会などに参加し、**直接相談**することが大切です。大学のホームページに、障害学生支援室等について紹介されています。

また、合格発表後は高等学校で作成した個別の教育支援計画等を活用し、引き継ぐことも大切です。

<大学入学共通テスト受験に関する合理的配慮>

病気・負傷や障害等のために、受験に当たって配慮を希望する場合、**個々の症状や状態等に応じた配慮**が受けられます。

受験に当たって配慮を希望する場合は、当該年度に独立行政法人 大学入試センターから配布される「**大学入学共通テスト 受験上の配慮案内**」に従って必要な書類を作成し、申請します。

◆ 必要な申請書類：①受験上の配慮申請書 ②診断書 ③状況報告書

※③については、希望する配慮事項に応じて様式が異なります。また、発達障害の生徒については、必ず提出が必要となります。

◆ 申請時期：出願前申請と出願時申請の2通りあります。

◆ 受けられる主な配慮

配慮の種別	主な配慮事項
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答、文字解答、チェック解答、代筆等
試験室や座席に関する配慮	1階又はエレベーターが利用可能な試験室、窓側の明るい座席、別室等
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡の持参使用、補聴器又は人工内耳の装用、車椅子の持参使用等
その他の配慮	拡大文字問題、手話通訳士、介助者等の配置、リスニングの免除等

※詳細については、当該年度の案内を確認する必要があります。



参考資料

※大学での取組等については、独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）ホームページでダウンロードできます。（ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>）

- ・ **合理的配慮ハンドブック**（平成30年3月）



- ・ **はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって**
（平成28年6月）



- ・ **障害のある学生への支援・配慮事例**（平成27年4月）



- ・ **教職員のための障害学生修学支援ガイド**（平成26年度改訂版）



- ・ **障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集**



- ・ **大学入学共通テスト 受験場の配慮案内**
「障害等のある方への配慮案内」

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/hairyo.html



進路指導 (就労編)

キーワード

障害者雇用 就労系事業所の種類

障害のある生徒の進路は、大きく分けて主に「就労」、「福祉サービスの利用」、「進学」の3つがあります。個々では、「就労」、「福祉サービスの利用」について紹介します。

※ここでいう「障害のある生徒」は、障害者手帳を所持している生徒を指します。

<就労>：一般の企業に就職すること

障害者であることを公表し「障害者枠」で雇用される場合と障害者であることを公表せずに就職する場合があります。

障害者枠で雇用された場合、その事業所は障害者雇用率のカウントや雇用助成金を受け取ることができます。

障害者雇用を希望する場合は、基本的にハローワークに「求人登録」をしますが、「障害情報登録シート」も記入しますので、所持している手帳や診断書等を持参すると記入がスムーズです。また、必要に応じて定着支援が受けられます。

<福祉サービスを利用した就労>

障害者手帳を所持している生徒の場合、以下の福祉サービスを利用し、一定期間就労を目指した支援を受けることができます。

以下の表のうち、就労継続支援 A 型事業所は、最低賃金が支給される契約型雇用になります。

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援
対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者	通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施 ■ 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施 ■ 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定※必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援 ■ 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能 ■ 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人から ■ 事業実施が可能 ■ 利用期間の制限なし	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援 ■ 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする ■ 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表 ■ 利用期間の制限なし	障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施 ■ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援 ■ 月1回以上は企業訪問を行うよう努める ■ 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ)

<障害者職業訓練校>

就職を希望する障害のある方に対し、その能力に適合した職業訓練を行い、職業に就くことによって自立することを目的としています。(青森県障害者職業訓練校では、知的障害者・身体障害者を対象とした学科があります。)



参考資料

- ・ **障害者の就労・雇用支援ガイド**

(青森県商工労働部労政・能力開発課)



- ・ **はじめての障害者雇用** 採用・選考のための障害特性リーフレット

(青森県商工労働部労政・能力開発課)



- ・ **発達障害のある人を支援するために**～支援者のためのワンポイント～

(平成26年3月 青森県発達障害者支援センター)



- ・ **障害者雇用マニュアル5 発達障害者と働く**

(令和元年8月第5版 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)



- ・ **青森県立障害者職業訓練校ホームページ**



第6章

福祉サービス等に関する情報

障害者手帳

障害者手帳は、障害の種類や程度に応じて障害者に交付される手帳の総称です。

申請手続は、お住まいの**市町村障害福祉担当窓口で行うこと**となります。



障害者手帳

<障害者手帳の種類>

◇**愛護手帳**（全国的には「療育手帳」といいます）

2つの程度があり、知能測定値、基本的な生活習慣、問題行動を**総合的に判断**し、重度「A」と重度以外（中軽度）「B」に分けられます。

判定は、児童相談所又は青森県障害者相談センター等で行います。

◇**身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある方に交付されるもので、身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）により1級から7級までの区分が設けられています。

視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方が対象となります。

◇**精神障害者保健福祉手帳**

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。

等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から**総合的に判定**され、単独での日常生活が困難な状態等の「1級」、日常生活に著しい制限を受ける状態等の「2級」、日常生活、社会生活に制限を受ける状態等の「3級」に分けられます。

手帳の有効期間は2年間で、**2年ごとに更新**の手続きが必要です。

障害者手帳を交付されることにより、様々な福祉サービスを利用することができます。

<利用できる主なサービス>

- ・ 重度心身障害者医療費の助成
- ・ 各種税の減免及び控除
- ・ 公共料金の割引等
- ・ 県営住宅の優先入居
- ・ 補装具の交付、修理等

※ 受けられるサービスは**障害の種類や等級、各地方自治体により異なる**ため、各市町村障害福祉担当課に確認する必要があります。



参考資料

◇手帳の交付手続き等の詳しい内容は、市町村ホームページで確認できるほか、しおりやガイドブック等を作成・発行している市町村もあります。

＜青森市＞ 福祉部
「福祉ガイドブック」



＜八戸市＞ 障がい者のしおり
(障がい者のしおり、精神障がい者のしおりの2種類あります)



＜五所川原市＞ 福祉部福祉政策課
「障害福祉の手引き」



＜つがる市＞ 福祉部福祉課
「福祉のしおり」



＜弘前市＞ 障がい福祉課 HP
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/2014-1128-1540-29.html>

＜平川市＞ 福祉課障がい支援係 HP
<https://www.city.hirakawa.lg.jp/faq/fukushi/shougaisha/index.html>

＜黒石市＞ 福祉総務課障がい福祉係 HP
<http://www.city.kuroishi.aomori.jp/kenkou/shougai/2020-0320-1632-14-13.html>

＜むつ市＞ 福祉部障がい福祉課 HP
<https://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/37,13963,74,html>

＜十和田市＞ 福祉係 HP
<https://www.city.towada.lg.jp/fukushi/shougaisha/techou.html>

＜三沢市＞ 福祉部障害福祉課 HP
<https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/20,0,110,119,html>

障害福祉サービス(児童編)

障害者への福祉サービスは、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図っています。

また、障害児を対象としたサービスは「児童福祉法*」に基づいて、以下のサービスが受けられます。

※児童福祉法では、「児童」の定義を満18歳に満たない者と規定しています。

障害児入所支援を利用する場合は児童相談所に、その他の福祉サービスは、市町村の担当窓口（障害福祉課など）に申し込みます。

サービスの内容		
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
障害児通所支援	児童発達支援	①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれる。
	医療型児童発達支援	②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等※を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。 ※保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

障害者総合支援法に基づくサービスの中で児童が使える福祉サービスは、以下の内容です（その他のサービスについては、63ページ参照）。

サービスの内容		
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。



相談にのってみよう

ケース14 放課後等デイサービスとはどんな場所ですか。

放課後等デイサービスとは、障害児通所支援であり、授業終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の支援を行うサービスのことです。

利用は、小学校1年生から高校3年生（6歳から18歳、特例で20歳）までの発達に課題のある児童生徒が利用できます。放課後の居場所として、また、レスパイトケア（家庭支援サービス）としての役割を担っています。

具体的には、「自立した日常生活を営むために必要な訓練」「創作的活動・作業活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」等を行っています。

担当する児童生徒が、利用している場合は、支援内容等の共有をするなどの連携が大切です。



参考資料

- ・ **障害福祉サービス等情報検索**（独立行政法人福祉医療機構）

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



- ・ **障害福祉サービスの利用について**

（平成30年10月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）



障害福祉サービス(成人編)

障害福祉サービスは、障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「**障害福祉サービス**」、「**地域相談支援**」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「**地域生活支援事業**」があります。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「**介護給付**」、訓練等の支援を受ける場合は「**訓練等給付**」に位置付けられます。

<介護給付>

	サービスの内容	
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)(児・者)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護(児・者)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護(児・者)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援(児・者)	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系	短期入所(ショートステイ)(児・者)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

※(児・者)とあるものは、障害児も利用可能

<訓練等給付>

	サービスの内容	
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援(A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援(B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

<相談支援>

- ・計画相談支援(障害福祉サービス等の申請に係る利用計画の作成)、地域移行支援(地域移行支援計画の作成、関係機関の調整)、地域定着支援等

<地域生活支援事業>

- ・日常生活用具給付、意思疎通支援(手話通訳や点訳等を行う人の派遣)、移動支援、成年後見制度利用支援等があります。
- ・それぞれの市町村で行っているため、事業内容の詳細は異なります。



相談にのってみよう

ケース15 福祉サービスを利用するための手続きを教えてください。

<主な手続きの流れ>

- (1) 市町村の窓口申請し**障害支援区分***¹の認定を受ける。
- (2) 利用者は「サービス等利用計画案」を「**指定特定相談支援事業者***²」で作成し、市町村に提出する。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催する。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成する。
- (6) サービス利用が開始される。

* 1 : 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

* 2 : 指定特定相談支援事業者

適切な障害福祉サービス等を利用するため、「サービス等利用計画」の作成や定期的なモニタリング等を実施する事業所です。事業所によって、障害児を対象としていなかったり、障害の種類を特定していたりする場合もあります。



参考資料

- ・ **障害福祉サービス等情報検索** (独立行政法人福祉医療機構)

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>



- ・ **わかりやすい障害者総合支援法パンフレット**

(社会福祉法人 大坂手をつなぐ育成会作成 厚生労働省)



手当等に関するサービス

手当に関するサービスとして、保護者等の申請に基づき、障害年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当があります。

	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
目的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
支給要件	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
その他	原則、年4回支給されます。 前年の所得一定の額以上の場合、支給額に制限があります。	原則、年3回支給されます。 等級によって支給額が異なります。 前年の所得一定の額以上の場合、支給額に制限があります。

<障害年金>

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金には**2種類**あります。病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が支給されます。

障害基礎年金	障害厚生年金
<p>20歳前または国民年金の被保険者期間中または被保険者でなくなった後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象になります。</p> <p>障害の状態が障害等級表（1～3級）のいずれかに該当している必要があります。</p> <p>※障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。</p>	<p>厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象になります。</p> <p>障害の状態が障害等級表（1～3級）のいずれかに該当している必要があります。</p>

どちらの年金も、初診日の前日において保険料の納付要件を満たしていることが必要です。（ただし、20歳前に初診日がある場合は、保険料の納付要件はありません。）

手続きは、**市町村窓口**になります。また、手続きから診査結果のお知らせが届くまで**3ヶ月程度**かかります。

<その他のサービス>

- ◆特別障害者手当生活保護の障害者加算
- ◆重度心身障害医療費の助成
- ◆手帳の所有者を対象にした減免のサービス 等

※各自治体により対象者、サービス内容が異なる場合があります。



相談にのってみよう

ケース16 障害者年金の手続きを教えてください。

<主な手続きの流れ>

- (1) 初診日を確認し、年金事務所や市役所（町村役場）に相談する。
 - ・保険料の納付要件や手続きに必要な書類を確認する。
 - (2) 「年金請求書」を提出する。
 - ・障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われる。
 - (3) 「年金証書」、「年金決定通知書」等が日本年金機構から自宅に届く。
 - ・年金請求書の提出から、3か月程度で届く。
 - ・障害年金が受け取れない場合は、「不支給決定通知書」が送付される。
 - (4) 年金証書が自宅に届いてから、約1～2か月後に、年金の振り込みが始まる。
 - ・年金請求時に指定した口座に偶数月に振り込まれる。
- ※年金請求書の提出から、年金の受給まで3～4か月かかるため、早めの手続きが大切です。



参考資料

・日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>

・障害基礎年金お手続きガイド（厚生労働省）



・障害年金ガイド（日本年金機構）



・主な各市町村ホームページは60ページ参照。

東青地区 子どもの発達や学習に関する 相談機関等案内



東青地区特別支援連携協議会

令和3年6月

機関名	青森県立盲学校 教育相談部 (ロービジョン相談支援センター)	青森県立青森聾学校 そだちとまなびの支援センター	青森県立青森第一養護学校 地域支援部	青森県立青森若葉養護学校 サポートデスク	青森県立青森第一高等養護学校 教務部(地域支援係)
住所	〒 030-0936 青森市矢田前字浅井24-2 TEL 017-726-2239 FAX 017-726-9809 ホームページ	〒 038-0021 青森市安田字稲森125-1 TEL 017-766-1834 FAX 017-766-1834 ホームページ	〒 038-0003 青森市石江字江渡101-1 TEL 017-781-1068 FAX 017-781-1071 ホームページ	〒 030-0913 青森市東造道1-7-1 TEL 017-736-8951 FAX 017-736-8950 ホームページ	〒 038-0057 青森市西田沢字浜田368 TEL 017-788-0571 FAX 017-788-0539 ホームページ
「青森県教育委員会」のホームページ「学校教育」→「特別支援学校一覧」からご覧いただけます					
	E-mail sodan-mou.sh@asn.ed.jp	E-mail sodan-aom.sd@asn.ed.jp			E-mail aomorikoto-sh@asn.ed.jp
	<ul style="list-style-type: none"> 見え方に関すること 養育に関すること 学習及び生活に関すること 就学・進路に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> きこえやことばに関すること 心身の発達に関すること 家庭生活・療育に関すること 学校・保育園・幼稚園生活に関すること 学業・進路に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達と子育てにかかわること 運動や姿勢、食事等に関すること 遊びや学習、日常生活に関すること 学校、保育園・幼稚園での生活に関すること 就学や転入学に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 病気や障害に関すること 不登校や学習の遅れに関すること 就学、転入、進路に関すること 県立中央病院入院中の学習について 	<ul style="list-style-type: none"> 障害に関すること 就学及び進路に関すること 学習及び生活に関すること 就労、卒業後の生活に関すること
対象	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその療育にかかわる方 小中高校生とその保護者、学級担任 成人 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児(0歳~5歳)とその療育にかかわる方 小中高校生とその保護者、学級担任 成人 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児とその養育にかかわる方 小中高校生とその保護者、学級担任 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児とその養育にかかわる方 小中高校生とその保護者、学級担任 県病に通院、入院中の幼児児童生徒とその保護者、及び関係者 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児とその養育にかかわる方 小中高校生とその保護者、学級担任
受付日時	月曜日~金曜日 9:00~16:00 電話受付で相談日を決定します	月曜日~金曜日 9:00~16:30 (FAXは随時) 電話受付で相談日を決定します	月曜日~金曜日 9:00~16:30 電話受付で相談日を決定します	月曜日~金曜日 9:00~16:00 電話受付で相談日を決定します 院内相談(祝日を除く) 火・木 11:40~12:10 月・水・金 14:15~15:00 県立中央病院3階院内教室	月曜日~金曜日 9:00~16:00 電話受付で相談日を決定します
予約方法	電話、メール、ホームページ	電話、FAX	電話、FAX	電話(院内学級は時間内に直接院内教室へ)	電話、FAX、ホームページ

機関名	青森県立青森第二高等養護学校 教育相談係	青森県立浪岡養護学校 地域支援部	青森県立青森第二養護学校 地域支援部	青森県総合学校教育センター
住所	〒 030-0951 青森市戸山字宮崎22-2 TEL 017-742-6624 FAX 017-742-6646 ホームページ	〒 038-1331 青森市浪岡大字鹿沢字平野215-6 TEL 0172-62-7823 FAX 0172-62-1506 ホームページ	〒 030-0951 青森市戸山字宮崎56 TEL 017-743-4115 FAX 017-743-4117 ホームページ	〒 030-0123 青森市大矢沢字野田80-2 TEL017-764-1991 (特別支援教育課) TEL017-728-5575 (教育相談課) FAX017-764-1992 ホームページ 「青森県総合学校教育センター」 からご覧いただけます
「青森県教育委員会」のホームページ「学校教育」→「特別支援学校一覧」からご覧いただけます				
	E-mail aomori2koto-sh@asn.ed.jp	E-mail soudan-nmo.sh@asn.ed.jp	E-mail chiikishien-aom.sh2@asn.ed.jp	
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の理解や学習指導に関すること ・ 就学や進路に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気や障害に関すること ・ 不登校や学習の遅れに関すること ・ 就学や進路に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着替え、食事、排泄について ・ ことばや遊び、発達について ・ 保育園、幼稚園、学校生活について ・ 就学について 	<特別支援教育課> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習のつまずきに関すること ・ ことばの発達に関すること ・ 対人関係に関すること ・ 見えや聞こえに関すること など <教育相談課> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習のつまずきに関すること ・ いじめや不登校に関すること ・ 学業に関すること ・ 性格や行動に関すること ・ 進路や適性に関すること など
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中高校生の保護者、学級担任及び本人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児とその養育にかかわる方 ・ 小中高校生とその保護者及び学級担任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児とその養育にかかわる方 ・ 児童生徒とその保護者、学級担任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児、児童生徒 ・ 保護者 ・ 教育関係者 ・ 関係機関の方
受付日時	電話 月曜日～金曜日 9:00～16:00 電話受付で相談日を決定します	月曜日～金曜日 9:00～16:00 電話受付で相談日を決定します	月曜日～金曜日 9:30～16:30 (FAXは随時) 電話受付で相談日を決定します	月曜日～金曜日 9:00～17:00 まずは電話でご相談ください。相談内容の確認や相談方法・日程を決定いたします。毎月1回土曜教育相談を行なっています。詳しくは、ホームページをご覧ください。
予約方法	電話、FAX	電話、FAX	電話、FAX、メール	電話

機関名	平内町立小湊小学校 ことばの教室 (通級指導教室)	青森市教育研修センター	青森市保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
住所	〒039-3321 東津軽郡平内町小湊字後港15 TEL 017-758-1101 FAX 017-755-4796	〒 030-0903 青森市栄町1-10-10 TEL 017-743-3600 (教育相談室直通) TEL 017-765-1507 (教育支援室直通) FAX 017-744-5772 ホームページ 「青森市教育研修センター」からご覧いただけます	〒 030-0962 青森市佃2丁目19-13 TEL 017-718-2975 017-718-2983 FAX 017-718-2951
相談内容	ことばに関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発音（構音）の間違いや不明瞭さがある ・ 話しことばのリズムがとれない ・ ことばの理解や発語の遅れがある ・ ことばの数が少なくことばがつかない その他、心身の発達に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談一般 ・ 療育・就学相談 ・ 適応指導教室（小・中学生の不登校） ・ ことばに関する相談（発音、ことばの理解の遅れ など） ・ LD（学習障害）に関する相談 ・ ADHD（注意欠陥多動性障害）に関する相談 ・ きこえに関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや子どもの発達に関する相談
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の養育にかかわる方 ・ 小中学生の保護者・学級担任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児とその保護者 ・ 児童生徒本人、保護者 ・ 教職員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に心配のある就学前の子どもと保護者
受付日時	電話受付 月曜日～金曜日 8:00～16:30 電話受付で相談日を決定します	月水金 9:00～16:30 火木 9:00～21:00 休館日…土・日・国民の祝日 12月28日～1月4日	8:30～18:00 (日祝、年末年始を除く)
予約方法	電話	電話または直接	電話、窓口

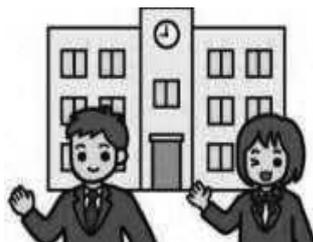


機関名	児童発達支援センター「やまぶき園」	青森県すこやか福祉事業団 障害児入所施設「八甲学園」	青森県すこやか福祉事業団 青森県発達障害者支援センター「ステップ」	青森県すこやか福祉事業団「ライフサポートあおば」	その他の機関
住所	〒 030-0133 青森市雲谷字山吹92-285 TEL 017-738-5564 FAX 017-738-6411 ホームページ http://www.yamabukien.or.jp E-mail office@yamabukien.or.jp	〒 030-0132 青森市横内字桜峰63-1 TEL 017-738-2104 FAX 017-738-2116 ホームページ http://www.jomon.ne.jp/~hakkou/ E-mail hakkou2@jomon.ne.jp	〒 030-0822 青森市中央3-20-30 TEL 017-777-8201 FAX 017-777-8202 ホームページ http://aoshien.jp/ E-mail aoshien6@adagio.ocn.ne.jp	〒 030-0945 青森市桜川9丁目11-6 TEL 017-752-0562 FAX 017-718-3211 ホームページ http://www.life-support-aoba E-mail aoba-ryouiku@life-support-aoba.jp	○青森県東青地域県民局 地域健康福祉部 ことば女性相談総室 (青森県中央児童相談所) 〒038-0003 青森市石江字江渡5-1 TEL 017-781-9744 ○青森県東青地域県民局 地域健康福祉部保健総室 (東地方保健所) 〒030-0113 青森市第二問屋町4丁目11-6 TEL 017-739-5421 FAX 017-739-5420
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> 発達が気になるお子さんに関すること お子さんの療育支援に関する情報提供 保育園・幼稚園等への訪問による相談 	<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達に不安のある子に関すること 障害児の日常生活に関すること 障害児の就労支援に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に関すること (発達支援、就労支援、医療相談) 研修等の情報提供 保育園・福祉施設等、幼稚園・学校等への訪問支援や訪問研修会、事例検討会でのアドバイスなど ペアレントメンターによる傾聴 	<ul style="list-style-type: none"> 発達が気になるお子さん等の理解のための情報提供 発達が気になるお子さんの子育てに関すること 保育園・幼稚園・こども園・諸学校・放課後児童会等への助言指導 小・中・高校への出前授業 (福祉教育・障害理解・発達障害についてなど) 学習会の紹介及び講師派遣 福祉サービスについての紹介等 	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 発達に心配のある子どもと保護者 児童発達支援利用を希望する子どもと保護者 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のあるお子さんとその療育にかかわる方 就労を目指している方とその支援にかかわる方 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害のある方やその家族 保育園・福祉施設等、幼稚園・学校等、支援団体及び関係機関の方 	<ul style="list-style-type: none"> 発達のしかたが気になるお子さんとご家族 (知的・発達の遅れを含む) 幼稚園・保育園・こども園・学校関係者・その他 	
受付日時	月曜日～土曜日 8:30～16:30 電話受付で相談日を決定します	月曜日～金曜日 9:00～16:00 受付後、面接日を決定します	電話 月曜日～金曜日 9:00～17:00	月曜日～金曜日 9:00～17:00	
予約方法	電話	電話、メール等	電話、FAX、メール	メール aoba-ryouiku@life-support-aoba.jp 直通電話 080-8201-0711	

青森市内通級指導教室一覧

機関名	青森市立長島小学校 ことばの教室・まなびの教室 (通級指導教室)	青森市立浪打小学校 ことばの教室・まなびの教室 (通級指導教室)
住所	〒030-0861 青森市長島3-8-1	〒030-0961 青森市浪打1-4-1
機関名	青森市立浦町中学校 サポートルーム (通級指導教室)	青森市立浪打中学校 サポートルーム (通級指導教室)
住所	〒030-0821 青森市勝田2-25-12	〒030-0902 青森市合浦1-11-10

通級指導教室の利用等に関する
ことについては、まずは
青森市教育研修センター
017-765-1507(教育支援室)へ連絡
をしてください。





西北地区発達相談・教育相談機関案内

お子さんの発達の様子を確かめ、望ましい養育について一緒に考えます。
幼稚園、保育園（所）や学校の先生と一緒に望ましい指導・支援について考えます。
相談の内容によっては、他の機関をおすすめすることもあります。

お気軽に相談ください！

○コミュニケーションに関すること

- ・言葉がおそいのでは？
- ・相手の話を聞いていない？

○遊び・行動に関すること

- ・こだわりが強い？
- ・落ち着きがなく、動き回ることが多い？
- ・友達とうまく遊べない？

○学習に関すること

- ・特定の教科が極端に苦手？
- ・黒板の文字をノートに写すのに時間がかかる。

○こころやからだの発達に関すること

- ・手や足、からだの動きがぎこちない？
- ・保育園や学校に行きたがらない。

○就学・進路に関すること

- ・卒業後、どんな進路先（学校、施設、企業）があるの？
- ・特別支援学校ってどんな学習をしているの？



機関名	五所川原市立 中央小学校 (まなびの教室)	つがる市立 向陽小学校 (ことばの教室)	青森県立 森田養護学校	相談支援事業所 もりた (森田学園)	相談センター 八畷園
住所 電話	五所川原市松島町 2-94 ☎ 35-2266 ☎ 34-4047 (まなびの教室)	つがる市木造日向 62-1 ☎ 42-2063	つがる市森田町床舞 鶴喰 104-5 ☎ 26-2610	つがる市森田町床舞 鶴喰 104-2 ☎ 26-3100	五所川原市大字唐 笠柳字村崎242 ☎ 39-2111
相談 内容	・ことばの発達に関する こと ・心身の発達に関する こと	・ことばの発達に関する こと ・心身の発達に関する こと	・心身の発達に関する こと ・養育に関する こと ・保育所、幼稚園、学校 生活に関する こと ・就学に関する こと	・心身の発達に関する こと ・養育に関する こと ・保育園、幼稚園 等、生活に関する こと	・療育に関する こと ・就労に関する こと ・地域生活に関する こと
対 象	幼児の養育に関わる 方、保護者、 小中学生の保護者、 学級担任 ※五所川原市、板柳町、 中泊町、鶴田町の方	幼児の養育に関わる 方、保護者 小中学生の保護者、 学級担任 ※つがる市、鯉ヶ沢町、 深浦町の方	乳幼児の養育に関わる 方、保護者 小中高等学校学生の 保護者、学級担任	乳幼児の養育に関わる 方、保護者 障害児・者の養育に関わる 方、保護者	障害のある方（知的 障害、発達障害、 精神障害、身体障 害）、保護者
受付 時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00	月曜日～金曜日 9:00～16:00	月曜日～金曜日 9:00～16:00	月曜日～金曜日 8:30～17:00	月曜日～金曜日 9:00～16:00

機関名	障害者就業・生活支援センター月見野	あーど相談センター	青森県発達障害者支援センターわかば (津軽地域)	五所川原リハビリ倶楽部	青森県 五所川原児童相談所
住所 電話	つがる市森田町森田月見野473-2 ☎ 26-4242	五所川原市若葉 3-4-3 ☎ 33-0279	五所川原市若葉3-4-10 ☎ 26-5254 ☎ 26-5255	五所川原市水野尾字懸樋222-1 ☎ 38-3521	五所川原市栄町 10 (五所川原合同庁舎内) ☎ 38-1555
相談内容	・就業に関する相談 ・日常生活・地域生活に関する助言	<こども支援部門> ・18歳未満で自閉症等発達障害のある子どもたちへの療育 <おとな支援部門> ・18(15)歳以上の発達障害のある方の地域生活支援	・発達障害全般に関すること ・発達障害に関する情報提供	・障害福祉サービス等の紹介や調整、各種手続きの代行や手伝い	・養育、発達、虐待、非行、性格行動に関することなど児童に関する相談全般
対象	・障害のある方 (種別は問いません) ・関係機関の方		・年齢、診断あるなし 問いません ・本人、家族、関係者	・障害のある方 (身体障害、精神障害、知的障害、発達障害)	18歳未満の子ども
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 9:00～17:00	月曜日～金曜日 (祝日も含む) 第3土曜日 8:30～17:00	月曜日～土曜日 8:30～17:30	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※板柳町にお住まいの方は弘前児童相談所へご相談ください。

機関名	相談支援サポートセンター 「ねっと!ひまわり」
電話	☎ 26-2610 (青森県立森田養護学校内)
相談会場	鱒ヶ沢町：鱒ヶ沢町中央公民館 深浦町：深浦町保健センター 中泊町：総合文化センター「パレナス」 鶴田町：鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」 ※相談員が会場に出向いて相談を受けます。
相談内容	学びや遊び、発達に関すること
対象	乳幼児～高校生 家族、支援者、指導者
相談時間	① 9:30～10:15 ② 11:00～11:45 ③ 13:00～13:45 ④ 14:30～15:15
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00

- これらの機関の他に、乳幼児の成長、発達については各市町の保健師が相談に応じます。役場または保健センターまでご連絡ください。
- 就学の相談については、各市町の教育委員会にご連絡ください。
- 愛護手帳等の申請は各市町の福祉関係窓口へご相談ください。
- 精神障害者保健福祉手帳については保健所へご相談ください。

西北地区特別支援連携協議会

(青森県立森田養護学校内)

〒038-2817 つがる市森田町床舞鶴喰 104-5

TEL 0173-26-2610

FAX 0173-26-3270

MAIL himawari-mrt.sh@asn.ed.jp



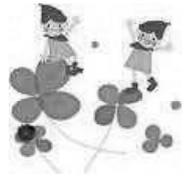
令和3年度 中南地区の相談機関一覧

中南地区特別支援連携協議会

機関名	主な相談内容			
	弘前市教育委員会 教育センター	弘前市立岩木小学校 通級指導教室	弘前市立福村小学校 通級指導教室	弘前市立津軽中学校 通級指導教室
相談窓口	相談支援チーム（弘前市総合学習センター内） 住所 〒036-8085 弘前市末広4丁目10-1 電話 0172-26-4802			
住所	〒036-8182 弘前市土手町154-1	〒036-1331 弘前市大字五代字前田451	〒036-8085 弘前市末広4丁目10-1 （弘前市総合学習センター内）	〒036-1313 弘前市大字貫田1-18-3 （弘前市中央公民館 岩木館内）
電話	TEL 32-7781	TEL (直通) 82-2081	TEL (直通) 34-2314	TEL (直通) 080-4323-4275
FAX	FAX 32-7833	FAX //	FAX //	FAX 82-3034
メール				
主な相談内容	言葉や発達に関する相談	言葉や学習、発達に関する相談	言葉や学習、発達に関する相談	学習、コミュニケーションに関する相談
相談の対象	・弘前市内の幼児	・弘前市内の小学生 ・関係する教員 ・保護者	・弘前市内の小学生 ・関係する教員 ・保護者	・弘前市内の中学生 ・関係する教員 ・保護者

青森県発達障害者支援センター「わかば」 （津軽地域）	〒037-0069 五所川原市若葉3丁目4-10	TEL 0173-26-5254 FAX 0173-26-5255	wakabe@aoaid.com	発達障害全般に関する相談 ・発達障害に関する情報提供	・本人、家族、関係者 ・年齢、診断のあるなし問いません
青森県弘前児童相談所	〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2 （県弘前健康福祉庁舎3階）	TEL 36-7474 FAX 36-8726		心身の発達に関する相談 ・福祉制度の活用に関する相談 ・性格行動、非行等に関する相談 ・子どもの養育に関する相談	・18歳未満の児童 ・関係する職員 ・保護者
児童発達支援センター 弘前立清水学園	〒036-8163 弘前市清原4丁目17-1	TEL 34-3166 FAX 26-5080	ostimiz-g@fujiseiboen.or.jp	発達に関する相談 ・言葉、運動の個別相談 ・少人数の親子教室（ポッポ教室）での指導と相談	・主に幼児（障がい児以外も対象） ・小学生
そだちとまなびの支援センター 青森県立弘前聾学校	〒036-8144 弘前市原ヶ平3丁目3-1	TEL 87-2171 FAX 87-3572	soudan-hir.sd@asn.ed.jp	「きこえ」や「ことば」に関する相談 ・発達や学習に関する相談	・幼児、小・中・高校生 ・関係する職員 ・保護者
青森県立第一養護学校 弘前第一養護学校	（小・中校舎） 〒036-8385 弘前市中別所字140-8 TEL 96-2222 FAX 96-2221 （高等部校舎） 〒036-1322 弘前市駒越字元75-1 TEL 31-7118 FAX 37-6321 （共通アドレス） hirosaki1-sh@asn.ed.jp	TEL 97-2511 FAX 97-2511	hiro-zyo-j@asn.ed.jp	心身の発達に関する相談 ・集団生活や家庭生活に関する相談 ・学習や進路等に関する相談	・幼児、小・中・高校生 ・関係する職員 ・保護者
青森県立第二養護学校 弘前第二養護学校	〒036-8385 弘前市中別所字向野227-6	TEL 97-2511 FAX 97-2511		姿勢や身体の動きに関する相談 ・食事の摂り方に関する相談 ・心身の発達に関する相談 ・学習や進路等に関する相談	・幼児、小・中・高校生 ・関係する職員 ・保護者
青森県立浪岡養護学校	〒038-1331 青森市浪岡女鹿沢字平野215-6	TEL 62-6000 FAX 62-1506	namioka-sh@asn.ed.jp	病気や心身の発達に関する相談 ・集団生活や家庭生活に関する相談 ・学習や進路等に関する相談	・幼児、小・中・高校生 ・関係する職員 ・保護者
青森県立黒石養護学校	〒036-0411 黒石市温湯字がむし堤沢5-3	TEL 54-8260 FAX 54-8261	kyoikusodan.kur.sh@asn.ed.jp	心身の発達に関する相談 ・集団生活や家庭生活に関する相談 ・学習や進路等に関する相談	・幼児、小・中・高校生 ・関係する職員 ・保護者
弘前大学教育学部 附属特別支援学校	〒036-8174 弘前市富野町1-76	TEL 36-5011 FAX 36-5012	hufy@hirosaki-u.ac.jp	運動や身体の動きに関する相談 ・学習、コミュニケーションに関する相談 ・集団生活や家庭生活に関する相談 ・就学・進路相談	・幼児、小・中・高校生 ・関係する職員 ・保護者

下北地区 こどもの発達や学習に関する 相談機関のご案内



こんな心配ありませんか？

- ◎名前を呼んでも振り向かないことが多いなあ…。
- ◎話を聞くのがちょっと苦手かなあ…。
- ◎指先がうまく使えないなあ…。
- ◎落ち着きがない気がする…。
- ◎友だちとうまく遊べないみたい…。
- ◎あまり泣いたり、笑ったりしないけど…。
- ◎学校の授業がわからないみたい…。
- ◎ことばがちょっと少ないかもしれない…。
- ◎手や足、身体の動かし方がぎこちないなあ…。
- ◎福祉施設を利用したいなあ…。

など

各機関と連携をとりながら、
子どもたちを支援していきたいと考えてます。

下北地区子ども発達相談連絡協議会

事務局：青森県立むつ養護学校
TEL 0175-26-2210
FAX 0175-26-2286

No.1

	医療	保健	福祉	
機関名	一部事務組合下北医療センター 「むつ総合病院」	むつ保健所 (下北地域県民局地域健康福祉部保健総室)	各市町村役場	
連絡先	〒035-8601 むつ市小川町一丁目2番8号 TEL 0175(22)2111 FAX 0175(22)4439	〒035-0073 むつ市中央一丁目3-33 (青森県むつ健康福祉庁舎1階) TEL 0175(31)1388 FAX 0175(31)1667	〇むつ市役所子どもみらい部子育て支援課 〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1 TEL 0175(22)1111 TEL 0175(23)5044 FAX 0175(23)5044 <担当：池藤>	〒035-0073 むつ市中央一丁目3-33 (青森県むつ健康福祉庁舎3階) TEL 0175(23)5975 FAX 0175(23)5982
支援内容等	<p>◎小児科（小児神経科） 発達の遅れ、理解しづらい言動、気になる症状などの評価と診断を行います。その診断に基づいて「これから」への対策や対応法を一緒に考え、支援していきます。</p> <p>◎リハビリテーション科 子どもさんの運動発達および言語発達に関するお悩みの場合は、まず小児科または整形外科を受診してご相談ください。 医師の診察後、必要に応じてリハビリテーション科で、理学療法、作業療法、言語療法の専門的訓練を行い、より良い発達を支援します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>発達相談で受診される方 通常の診療時間中十分な相談時間が持たず、感染症のリスクもありますので、予めお電話で予約しての受診をおすすめします。</p> </div>	<p><療育相談> 整形外科医による診察、保健師による保健指導を行います。また、必要時栄養士による栄養指導を行います。</p> 	<p>〇大間町役場健康づくり推進課 〒039-4692 大間町大字奥戸下道20-4 TEL 0175(31)0350 FAX 0175(37)2562 <担当：能渡></p> <p>〇東通村役場健康福祉課健康G 〒039-4292 東通村砂子又里17-2 TEL 0175(28)5800 FAX 0175(48)2570 <担当：青野></p> <p>〇風間浦村役場村民生活課 〒039-4502 風間浦村易間大川目11-2 TEL 0175(35)3111 FAX 0175(35)3733 <担当：能渡></p> <p>〇佐井村役場福祉健康課 〒039-4711 佐井村佐井森20 TEL 0175(38)2111 FAX 0175(38)2492 <担当：松谷></p>	<p>「青森県むつ児童相談所」 (下北地域県民局地域健康福祉部福祉子ども総室子ども相談課)</p> <p><子ども・保護者への相談支援> ①電話や来所による相談を行っています。 ②来所の場合、事前に電話でご予約ください。</p> <p><支援事業> ①愛護手帳（療育手帳）に係る判定を行います。 ※市町村からの依頼を受けて心理・医学診断により総合判定をします。 ②知的障害認定診断書を作成します。 ※知的障害による、特別児童扶養手当と障害児福祉手当の初回申請に伴うものです。 ③施設入所に関する支援を行います。 ※障害児施設への入所に関する支援を行います。</p> <p><関係機関への支援協力> 市町村特別支援教育推進委員会への協力を行っています。</p> 
		<p><子ども・保護者への相談支援> ①乳幼児相談を行います。 ②乳幼児健康診査等を行います。 ③ことばや成長の発達に関する相談を行います。 ④就学相談を行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「未就学児ことばの教室」に関しては、むつ市子どもみらい部子育て支援課（TEL 22-1111）が窓口になり、療育指導員が支援します。 対象は、「ことばの教室」の欄を参照してください。 詳細を知りたい場合は各市町村役場の担当保健師にご相談ください。</p> </div>		

福 祉																																				
機 関 名	相談支援事業所 「ハートランドさくら」 「となみ療護園横町ホーム」 「ばれっと」	こども発達支援センター 「りりい」	児童発達支援事業・放課後等デイサービス 「すたあずりとる」「すたあず」 指定障害者相談支援事業所 「ら・ぼるて」	障害者相談支援事業所 「あしすと」																																
連絡先	○「ハートランドさくら」 〒035-0044 むつ市赤川町1-1-2 TEL 0175(28)2311 FAX 0175(22)3888	〒035-0061 むつ市下北町6-5-1 TEL 0175(33)2370 FAX 0175(33)2737 ＜センター長：吉田幸一＞	〒035-0021 むつ市大字田名部字南松山2-6-3 TEL 0175(31)1728 FAX 0175(31)1729 ＜代表理事：佐藤はる＞	〒039-4224 東通村大字白糠字赤平6-7-9 TEL 0175(45)5681 FAX 0175(45)5682 ＜代表取締役：竹洞孝義＞																																
支援内容等	○「となみ療護園横町ホーム」 〒035-0033 むつ市横町1-3-1-8 TEL 0175(33)2282 FAX 0175(33)2283 ○「ばれっと」(しもきた療育園 内) 〒035-0021 むつ市大字田名部字赤川ノ内並木 7-3-3 TEL 0175(22)3223 FAX 0175(22)9868	＜児童発達支援＞ ①運動プログラム ②生活プログラム ③学習プログラム ④制作・創作プログラム ⑤体験プログラム ⑥交流プログラム ＜放課後等デイサービス(ジュニア・クラス、ティーン・クラス)＞ ①運動プログラム ②生活プログラム ③学習プログラム ④進路支援プログラム ＜保育所等訪問支援＞ ①保育園等を訪問して保育士などにアドバイスや間接的支援 ②教育機関等を訪問して担任や関係者などにアドバイスや間接的支援 ③関係機関と情報共有や個別支援会議への参加 ＜障害児相談支援＞ ①基本的な相談 ②計画的相談支援 ア) サービス利用計画の作成 イ) 継続サービス利用支援(モニタリング)	「すたあずりとる」 ＜事業内容＞ ①健康な生活 ②療育者との信頼と愛着の形成(親と支援者) ③遊びを通しての自己表現活動 ④基本的な身辺自立 ⑤コミュニケーション能力の確立 ⑥集団行動における基本的なルール 「すたあず」 ＜事業内容＞ ①日常生活における基本的動作の支援 ②集団生活適応訓練 ③余暇活動の支援 ④作業的な活動支援 ⑤個々に応じたコミュニケーション支援 ⑥季節に応じた行事活動 「ら・ぼるて」 ＜事業内容＞ ①基本的な相談 ②計画的相談支援 ア) サービス利用計画の作成 イ) 継続サービス利用支援(モニタリング)	障害のある方、障害児等の保護者や介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供したり、必要な援助を行ったりします。 特定、一般、障害児それぞれを対象とした相談支援を行っています。 ※その他の事業についてはお問い合わせください。																																
	障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため対象者が拡大され、平成24年4月より障害者福祉サービス利用すべての方にサービス等利用計画の作成が必要となりました。																																			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>特定</td> <td>一般</td> <td>障害児</td> </tr> <tr> <td>ハートランドさくら</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>となみ療護園</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>ばれっと</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>		特定	一般	障害児	ハートランドさくら	○	○	○	となみ療護園	○	○	○	ばれっと	○	○	○	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>特定</td> <td>一般</td> <td>障害児</td> </tr> <tr> <td>相談支援事業所 りりい</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>		特定	一般	障害児	相談支援事業所 りりい	○	○	○	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>特定</td> <td>一般</td> <td>障害児</td> </tr> <tr> <td>ら・ぼるて</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>		特定	一般	障害児	ら・ぼるて	○	○	○	
	特定	一般	障害児																																	
ハートランドさくら	○	○	○																																	
となみ療護園	○	○	○																																	
ばれっと	○	○	○																																	
	特定	一般	障害児																																	
相談支援事業所 りりい	○	○	○																																	
	特定	一般	障害児																																	
ら・ぼるて	○	○	○																																	
		※その他の事業についてはお問い合わせください。	◎TEACCHプログラムに基づいた実践を行っています。																																	

教 育					
機 関 名	下北教育事務所	各市町村教育委員会 むつ市教育相談室	下北特別支援教育 研究会	ことばの教室 (通級指導教室)	
連絡先	〒035-0073 むつ市中央一丁目 1-8 (むつ合同庁舎内) TEL 0175(22)1351 FAX 0175(23)8609	○むつ市教育委員会 〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1 TEL 0175(22)1111 内線(3138) FAX 0175(22)1488 ○大間町教育委員会 〒039-4692 大間町字大間字奥戸下道20-4 TEL 0175(37)2103 FAX 0175(37)4661 ○東通村教育委員会 〒039-4292 東通村砂子又沢内5-3-4 TEL 0175(27)2111 FAX 0175(27)3027 ○風間浦村教育委員会 〒039-4502 風間浦村易国間大川目28-5 TEL 0175(35)2210 FAX 0175(35)2123 ○佐井村教育委員会 〒039-4711 佐井村佐井森20 TEL 0175(38)4506 FAX 0175(38)4512	〒035-0071 むつ市小川町一丁目 18-10 (むつ市立第二田名部小学校内) TEL 0175(22)1450 FAX 0175(22)5260	〒035-0071 むつ市小川町一丁目18-10 (むつ市立第二田名部小学校内) TEL 0175(22)1457 FAX 0175(22)5260	
支援内容等	＜地区就学相談・ 教育相談会＞ 気になることと皆さんについて、保護者や先生方を対象に相談会を開催し、養育や就学に関すること、生活・学習面に関する困り感や悩み等について教育相談を行っています。 ※毎年7～8月に、大間町立大間小学校とむつ市立第二田名部小学校を会場にして行っています。 ※実施時期に関しては、変更になる場合があります。	＜就学相談＞ ◎就学上の諸問題についての相談を行います。 ①電話、来庁等による相談を行います。 ②学校見学等の連絡調整をしたり、同行したりします。 ③所属保育園等との連携を行います。 ④特別支援教育推進委員会に向けた手続きをします。 ＜教育相談＞ ◎教育全般にわたる相談を行います。 ①電話、来庁等による相談を行います。 ②学校への連絡・連携を行います。 ＜むつ市教育相談室＞ ◎教育、子育てに関する相談を行います ①電話、来室による相談を行います。 ②学校及び関係機関への連絡・連携を行います。 TEL 0175(22)0974 FAX 0175(28)2208	下北特別支援教育研究会は、下北地域の特別支援教育について、研究・振興・充実に目的とし、特別支援学級設置校の校長、担任及び特別支援学校教員を会員として、昭和39年に設立した会です。 ◎管内特別支援学級設置校 *小学校 *中学校 ◎管内特別支援学級児童生徒合同参加行事 ○スクラム会(中学生)	むつ市立第二田名部小学校にあります。通級指導教室(ことばの教室)は、通常学級の児童を対象に、障害や発達の状態に応じた個別の指導を行っています。 【対象】 ○発音がうまくできない。 ○リズムがうまくとれない。 ○場面に応じた適切な行動がとれないため、友達とのトラブルが多い。 ○特定の場面で言葉が出てこない。 ○いろいろなことをよく知っているのに特定の学習が苦手である。 ○知的に遅れは見られないのに、聞く・話す・読む・書く等に著しく困難を示し、落ち着いて学習に向かない。 ○弱視、難聴、肢体不自由・病弱または身体虚弱がある。 ○通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童に限られます。 詳しくは、各在籍校またはむつ市教育委員会(学校教育課 Ⅱ 22-1111 内線 3138)にご相談ください。 「未就学児ことばの教室」に関しては、むつ市子どもみらい部子育て支援課(Ⅱ 22-1111)にご相談ください。	＜こども・保護者への相談支援＞ ①電話による相談を行っています。 ②来校しての相談を行っています。 ③未就学児対象で定期や一定期間の教育相談を行っています。 ＜定期的教育相談(未就学児教室)＞ 水曜の14:15～15:15と木曜の15:15～16:15に行っています。 ＜学校公開＞年1回行っています。 ＜学校見学＞随時受け付けています。 ＜体験学習＞随時受け付けています。(小学部、中学部、高等部) ＜教育相談＞ 直接電話するか、市町村役場の保健師にご相談ください。 ＜学校公開＞ 7月上旬に開催されます。福祉、保健、教育等関係機関に案内します。 ＜学校見学、体験学習＞ 随時受け付けています。 ＜体験学習＞ 中学部、高等部では期日を決めての体験学習も行っています。詳細は、各小中学校に案内します。 ＜特別支援教育巡回相談員＞ 幼・保・小・中・高等の要請に応じて、職員を派遣します。
	地区就学相談・教育相談会に関しては、各市町村教育委員会または下北教育事務所までお問い合わせください。なお申込用紙は、各市町村教育委員会、各小中学校、各幼稚園等に5月中旬に配付されます。		各特別支援学級を見学または体験したい場合は、設置校に直接電話するか、または在籍する地区の教育委員会、市町村役場の保健師、所属保育所等にご相談ください。		

令和3年度 三八地区 特別支援に関する主な相談機関

No	機関名	住所	TEL・FAX	備考
特別支援学校 特別支援教育全般に関する相談				
1	青森県立八戸第一養護学校 (肢体不自由教育)	〒031-0833 八戸市大久保字行人塚10-1	0178-31-5008 (FAX)32-4278	
2	青森県立八戸第二養護学校 (知的障害教育 小・中学部)	〒031-0815 八戸市松館字水野平20-19	0178-96-1214 (FAX) 96-5690	
3	青森県立八戸高等支援学校 (知的障害教育 高等部)	〒031-0841 八戸市鮫町小舟渡平9-291	0178-32-2854 (FAX)32-2857	
4	青森県立八戸盲学校 (視覚障害教育)	〒031-0081 八戸市柏崎6-29-24	0178-43-3962 (FAX)43-3942	
5	青森県立八戸聾学校 (聴覚障害教育)	〒031-0081 八戸市柏崎6-29-24	0178-43-3962 (FAX)43-3942	
通級指導教室 言葉や学習、発達などに関する相談				
6	八戸市立城下小学校 通級指導教室 (ことばの教室)	〒031-0072 八戸市城下4丁目3-42	0178-43-6111 (FAX)71-1374	対象:小1~6年 内容:ことば、行動、学習についての相談
7	八戸市立湊小学校 通級指導教室 (ことばの教室)	〒031-0812 八戸市湊町字中道7-1	0178-33-3205 (FAX)32-1037	
8	八戸市立根岸小学校 通級指導教室 (ことばの教室)	〒039-1169 八戸市日計5-8-1	0178-20-4973 (FAX)21-1196	
9	八戸市立第三中学校 通級指導教室 (学びの教室)	〒031-0804 八戸市青葉三丁目13-36	0178-44-7451 (FAX)44-7451	対象:中1~3年 内容:①行動・学習等についての相談②就学相談 (次年度に中学校へ就学予定の児童)
10	八戸市立第二中学校 通級指導教室 (学びの教室)	〒031-0077 八戸市長根3丁目23-1	0178-22-2490 (FAX)71-1310	
11	小中一貫三戸学園 三戸町立三戸小・中学校 通級指導教室 (学びの支援教室)	〒039-0112 三戸町梅内字権現林1	0179-22-1125 0179-22-2355 (FAX)22-2796	対象:幼児~中3年 内容:発音・ことば・行動・学習についての相談、就学相談
12	五戸町立五戸小学校 通級指導教室 (ことばの教室)	〒039-1519 五戸町字天満後22-1	0178-62-2820 (FAX)62-7179	対象:幼児(年少)~小6年 内容:発音・ことば・行動・学習についての相談、就学相談
13	階上町立赤保内小学校 通級指導教室 (こまっ子教室)	〒039-1202 階上町大字赤保内字耳ヶ吠6-1	0178-88-2019 (FAX)88-1804	対象:小1~6年 内容:発音、ことば、行動、学習についての相談
教育委員会 など 地域の教育全般に関する相談				
14	八戸市教育委員会	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-9274 (FAX)47-4997	学校・教職員に関すること …学校教育課43-9153 生活指導に関すること …教育指導課43-9461
15	三戸町教育委員会	〒039-0198 三戸町大字在府小路町43	0179-20-1157 (FAX)20-1114	
16	五戸町教育委員会	〒039-1518 五戸町字下沢向8-2	0178-62-7964 (FAX)62-2114	
17	田子町教育委員会	〒039-0201 田子町大字田子字柏木田169	0179-20-7072 (FAX)20-7075	
18	南部町教育委員会	〒039-0592 南部町大字平字広場28-1	0178-38-5968 (FAX)38-5978	
19	階上町教育委員会	〒039-1201 階上町大字道仏字天当平1-87	0178-88-2495 (FAX)88-1803	
20	新郷村教育委員会	〒039-1801 新郷村戸来字風呂前10	0178-78-2111 (FAX)78-3294	

21	八戸市こども支援センター	〒031-0011 八戸市田向3丁目6-1	0178-38-0725 (FAX)38-0738	年長児の教育相談(ことばや行動等に関すること)就学相談にも対応。
22	三戸地方教育研究所	〒039-0132 三戸町大字在府小路町17(三戸町総合福祉センター3F)	0179-23-3625 (FAX)23-4096	原則として三戸町・田子町在住の方
保健機関など 地域の保健・福祉・子育てなどに関する相談				
23	八戸市健康部保健所健康づくり推進課	〒031-0011 八戸市田向3丁目6-1	0178-38-0712 (FAX)38-0735	
24	三戸町役場 健康推進課	〒039-0198 三戸町大字在府小路町43	0179-20-1152 (FAX)20-1105	
25	五戸町健康増進課	〒039-1513 五戸町字古館21の1	0178-62-7958 (FAX)62-2215	
26	田子町地域包括支援課	〒039-0201 田子町大字田子字前田2-1	0179-20-7100 (FAX)20-7107	
27	南部町健康こども課	〒039-0595 南部町大字下名久井字白山91-1	0178-60-7100 (FAX)76-3904	
28	階上町すこやか健康課	〒039-1201 階上町大字道仏字天当平1-87	0178-88-2162 (FAX)88-2117	
29	新郷村役場厚生課	〒039-1801 新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下17-1	0178-61-7555 (FAX)61-7575	
その他				
30	三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室(青森県八戸児童相談所)	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271 (FAX)27-2627	18才未満が対象です。
31	青森県発達障害者支援センター Doors(県南地域)	〒031-0001 八戸市類家1-1-16	0178-51-6181 (FAX)51-6182	発達障害についての相談、情報提供
32	障害者就業・生活支援センター みなと	〒031-0041 八戸市廿三日町18番地	0178-44-0201 (FAX)44-0201	障害児の相談は対象外です。

地域における特別支援教育相談体制強化事業
「特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック」
作成委員

エリアアドバイザー	所 属	職 名	氏 名
東青地区・中南地区	国立大学法人弘前大学教育学部	准教授	天海 丈久
西北地区	児童発達支援センター やまぶき園	言語聴覚士	成田 光順
上北地区・下北地区	元県立七戸養護学校	校 長	伊藤 清治
三八地区	放課後等デイサービスセンター うみねこ塾	塾 長	上澤 司

所 属	令和2年度作成委員		令和3年度作成委員	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
県立青森聾学校	教 諭	渡辺 恵美	教 諭	松倉 春香
県立弘前聾学校	教 諭	会津美穂子	教 諭	橋本美樹子
県立八戸聾学校	教 諭	吉田 静香	教 諭	吉田 静香
県立森田養護学校	教 諭	岡村 尚文	教 諭	渡邊 直仁
県立七戸養護学校	教 諭	杉田 佳子	教 諭	杉田 佳子
県立むつ養護学校	教 諭	山本 建	教 諭	山本 建
東青教育事務所	指導主事	神山 貴達	指導主事	松谷 雄一
西北教育事務所	指導主事	原 倫子	指導主事	原 倫子
中南教育事務所	指導主事	山本 保子	指導主事	森谷 卓生
上北教育事務所	指導主事	小林 忠輝	指導主事	小林 忠輝
下北教育事務所	指導主事	猪口 優野	指導主事	新松美代子
三八教育事務所	指導主事	今田 華織	指導主事	今田 華織
青森県総合学校教育センター	指導主事	橋本美樹子	指導主事	高坂 正人

このガイドブックの作成に当たって、県教育庁においては、次の者が編集に当たった。

高橋 英樹	県教育庁学校教育課長
清川 喜之	県教育庁学校教育課課長代理
佐藤 忠全	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室長
相馬 力	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室主任指導主事
相坂 潤	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
島津 裕子	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
盛 寿寛	県教育庁学校教育課特別支援教育推進室指導主事
久慈 直子	県教育庁学校教育課小中学校指導グループ指導主事
今 武範	県教育庁学校教育課高等学校指導グループ指導主事

特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする
先生方のための教育相談ガイドブック

青森県教育委員会 令和4年3月

